

# 境町第3次地域福祉計画

～ みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい ～

令和5年3月 境町



## ごあいさつ

近年、我が国では、急速な少子高齢・人口減少に伴う単身世帯の増加、核家族化の増加傾向により、家族や地域社会のつながりの希薄化が進むなど社会状況が変化しています。生活困窮や高齢者・障害者・児童への「虐待」、高齢の親と無職独身や障害のある50代の子が同居する「8050問題」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」など、複合的な課題を抱えており、福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、福祉サービスの垣根を超えた対応が求められています。



本町では、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進するため、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進する方針として「境町第3次地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの取り組みを加速すべく、誰もが住み慣れた地域の中で、豊かな人間関係や社会関係を基盤とし、お互いに支え合う心や将来への希望を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思える「ひとにやさしいまちづくり」を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の流行により私たちの生活様式は大きく変化しましたが、どのような情勢にあっても、住民の皆様がいきいきと自分らしく生活できるように地域福祉、共生社会の体制づくりに向けて努めてまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、本計画の策定にご尽力いただきました境町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、関係団体の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

境町長 橋本正裕

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の性格と位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	8
4 計画策定の体制.....	9

## 第2章 町の地域福祉をめぐる現状と課題

1 境町の概要.....	13
2 町民アンケート調査の結果.....	17
3 地域福祉団体ヒアリング調査の結果.....	27
4 本町の地域福祉の課題.....	32

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 施策の体系.....	37

## 第4章 計画の具体的内容

1 みんなで支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進.....	41
2 積極的な地域活動・ボランティア活動の推進.....	48
3 みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実.....	57
4 安心・安全でひとにやさしい快適なまちづくりの推進.....	61

## 第5章 第2次成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度とは.....	69
2 計画の位置づけ・期間.....	71
3 成年後見制度の利用状況.....	72
4 計画の基本的な考え方.....	73
5 施策の展開.....	75

## 第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進・進行管理.....	81
-------------------	----

## 資料編

資料1 境町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	85
資料2 境町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	87
資料3 計画策定までの経過.....	88

# 第1章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景と目的

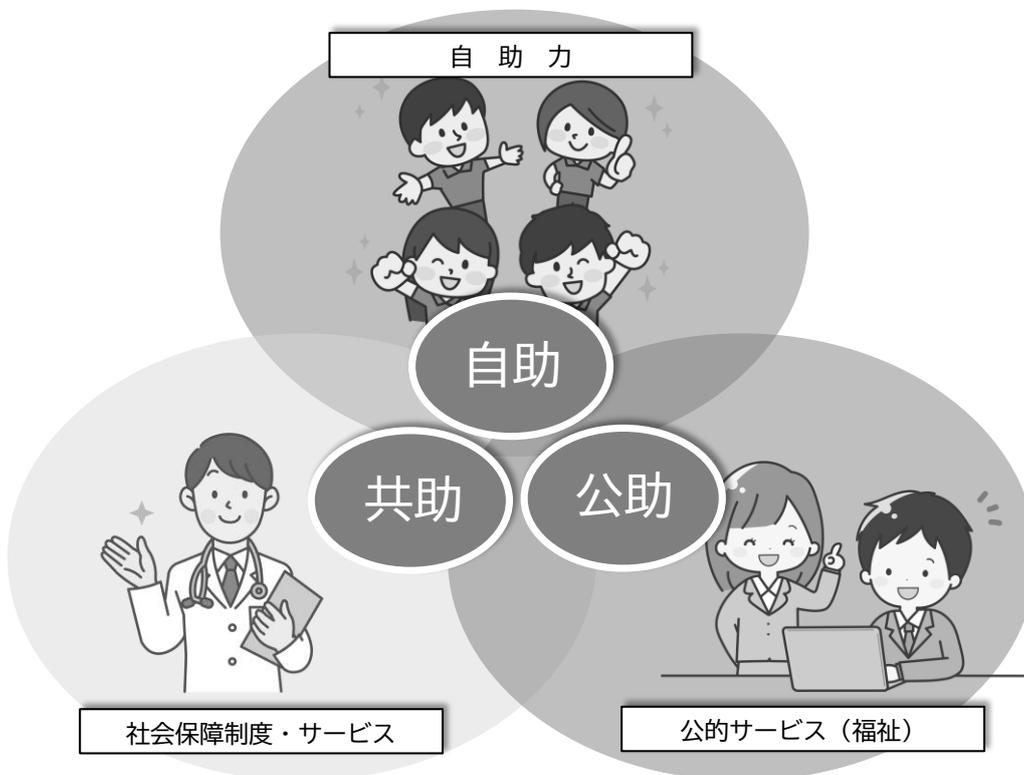
## (1) 地域福祉とは…(地域福祉の理念)

「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助するというだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。この福祉の推進には、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を進めることが重要となります。

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化・人口減少の急速な進行、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、支え合い・助け合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくこと」が「地域福祉」となります。

### ■「地域福祉」のイメージ(役割分担と連携・協働)



## (2) 社会福祉を取り巻く環境について ～ 「地域福祉計画」の策定

本町では、平成 25 年（2013 年）3 月に「境町地域福祉計画（第 1 次）」を策定し、「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」を基本理念に、安心して暮らせる地域づくりの推進や、福祉サービスの充実など、様々な施策を展開してきました。

わが国は、近年急速な少子高齢化が進行しており、令和 7 年（2025 年）には、団塊の世代がすべて 75 歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、令和 22 年（2040 年）には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢期に入ります。少子高齢化・人口減少社会という大きな課題に直面する中、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においても住民相互のつながりや地域における連帯意識の低下など、地域による差はあるものの、つながりの希薄化が懸念されています。

また、高齢者の見守り、地域で暮らす障害や認知症のある人への理解や支援、子育てに悩む親の孤立、子どもや高齢者に対する虐待、貧困や生活困窮、孤立死や自殺等の深刻な問題、防犯・防災面での取組など、地域で起こる課題は多様化・複雑化してきており、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、身近な地域における住民同士の「つながり」、「支え合い」等による暮らしの安心や安全の確保が、ますます必要となっています。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な福祉課題に対応するため、これまでの縦割りのサービスを超え、地域全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築に向けて、困りごと、課題に応じて様々な人・団体（多様な主体）が連携・協働しながら、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

このように、境町地域福祉計画（第 1 次）策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、「地域福祉」に関する意識や地域課題等の調査結果を踏まえつつ、本町が抱える問題・課題などを適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、平成 30 年 3 月に『境町地域福祉計画』（第 2 次）を策定しました。

## (3) 近年の動向と「第 3 次計画」の策定

平成 28 年（2016 年）7 月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、平成 28 年（2016 年）10 月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

平成 29 年（2017 年）6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険などの一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成 30 年（2018 年）4 月施行）。この法改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の理念と、これを実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

こうした近年の動向を踏まえながら、令和 4 年度で計画期間が終了を迎える「境町第 2 次地域福祉計画」の進捗・達成状況や課題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、新たに『境町第 3 次地域福祉計画』を策定する運びになりました。

#### (4) SDGs への対応

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を誓い、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこの SDGs の視点を取り入れます。



## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」です。同条に基づき、「地域福祉計画」として、下記の5つの事項を一体的に定めることを目標にしています。

※社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

### (2) 計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉の推進のためには、地域社会で発生する課題を解決し、だれもが健康で生きがいを持って地域で安心して生活できるようにするため、公的サービスの充実だけでなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、社会の変化や福祉・医療政策の動向、町民ニーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、『第6次境町総合計画』を基本とし、『境町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』や『境町第3次障害者計画・境町第6期障害福祉計画・境町第2期障害児福祉計画』などと整合を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定しています。

※社会福祉法 第1条（目的） この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

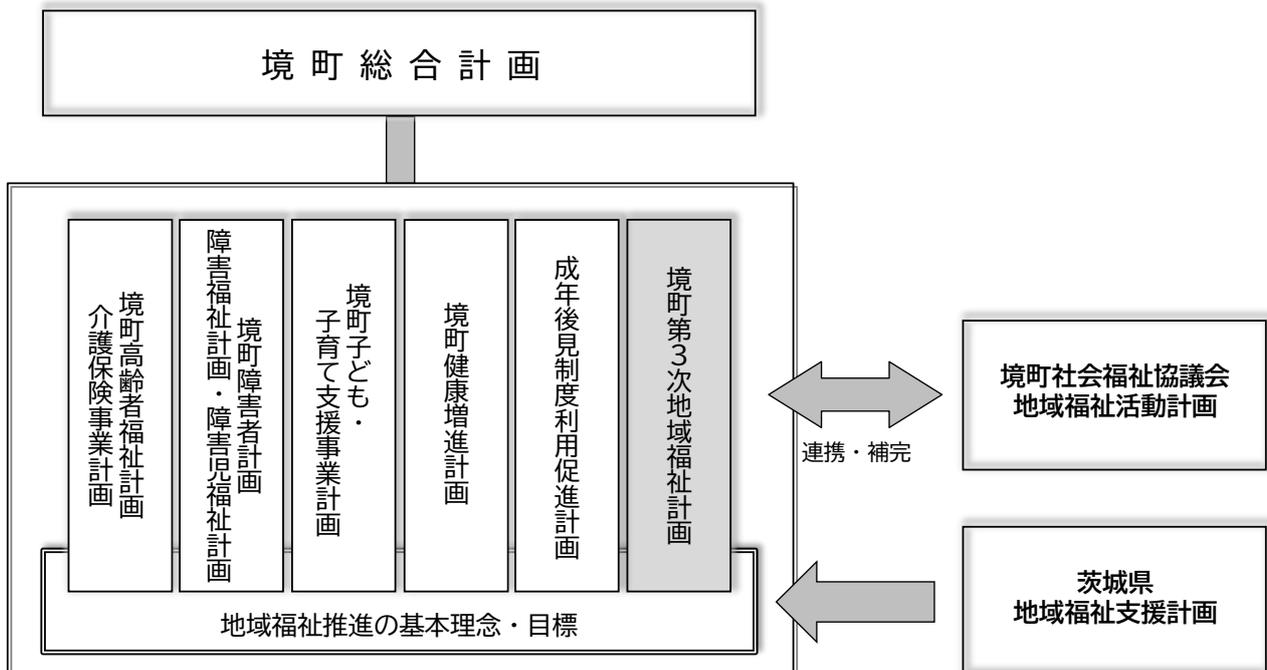
同 第4条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (3) 他の福祉等分野の計画との関係

本計画は、『第6次境町総合計画』に示す「基本構想」に基づいて本町の「地域福祉」を推進するための共通の理念・基本目標を示すとともに、保健福祉各分野の個別計画などと整合を図りながら地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものです。

#### ■他の福祉等分野の計画との関係

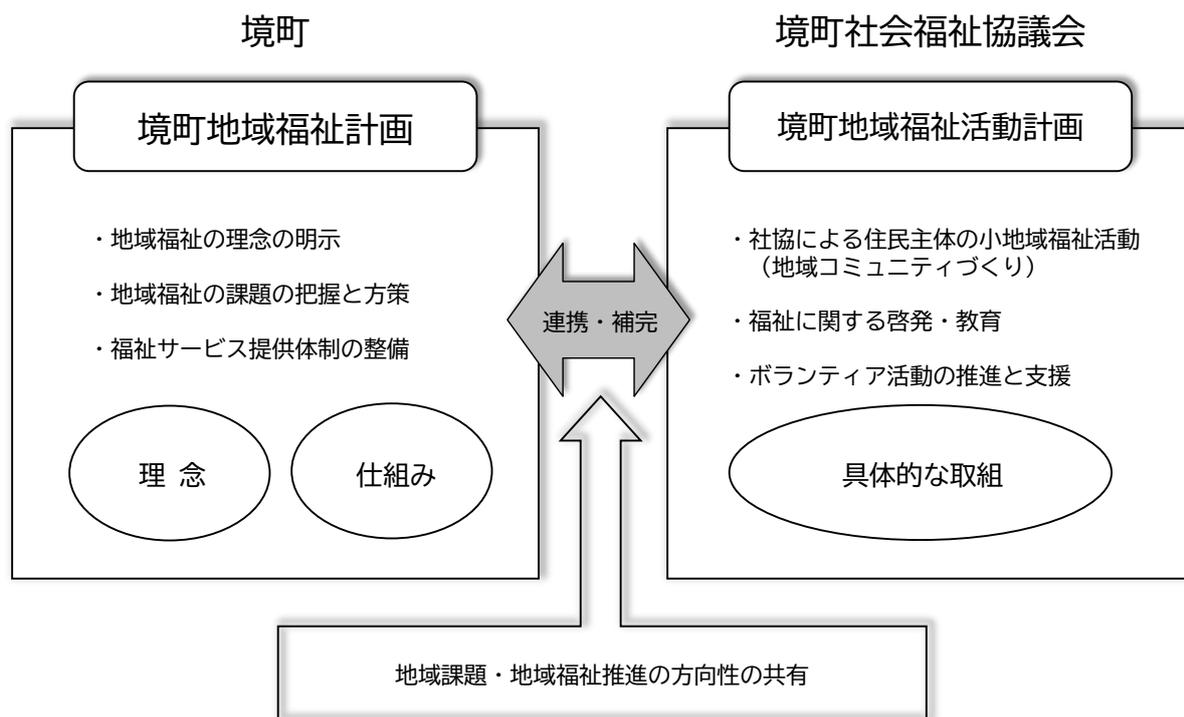


### (4) 本計画と「地域福祉活動計画」の関係

町の行政計画に位置づけられている「地域福祉計画」が、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供の体制を整備するとともに、地域の実情に応じた地域福祉活動を促進するなどの地域福祉施策を推進していく役割を果たし、公的なサービスと、それと住民等による福祉活動との連携による総合的なサービス提供の内容を扱うのに対して、地域福祉を推進する団体である町社会福祉協議会が住民等の福祉活動や地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」があります。

これらの2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

## ■「境町地域福祉計画」と「境町地域福祉活動計画」の関係図



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">改定作業</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold;">境町第3次地域福祉計画</div>				

## 4 計画策定の体制

本計画は、「境町地域福祉計画策定委員会」での審議を中心に、町民を対象にしたアンケート調査、地域福祉団体を対象としたヒアリング調査、パブリックコメントを行うなど、町民参加の下に策定しました。

### (1) 計画策定委員会

計画内容等に関する事項を審議するため、学識経験者や関係各機関、団体の代表の10名で構成する「境町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

### (2) アンケート調査の実施

町民の実態を把握し、視点を取り入れるため、令和4年(2022年)7月22日(金)～令和4年(2022年)8月10日(水)に、本計画の策定のための「アンケート調査」を実施しました。

調査名	調査対象者	調査方法	配布数	回収数 (有効回収率)
「地域福祉計画」策定のためのアンケート調査	町内在住の 満18歳以上の住民	郵送法	1,500	624件 (41.6%)

### (3) 地域福祉団体へのヒアリング結果の参照・活用

関係者からの意見を聴取するため、令和4年(2022年)8月26日(金)～令和4年(2022年)9月26日(月)に、地域福祉団体ヒアリングを実施しました。

### (4) パブリックコメント<sup>※1</sup>の実施

本計画に町民の意見を反映させるため、令和5年(2023年)1月にパブリックコメントを実施しました。

※1 行政が計画等を作成する際にその案を一般に公表して広くコメントを求める制度のこと。境町ホームページ、社会福祉課窓口において計画書の案を公表しました。

## 第2章 町の地域福祉をめぐる現状と課題

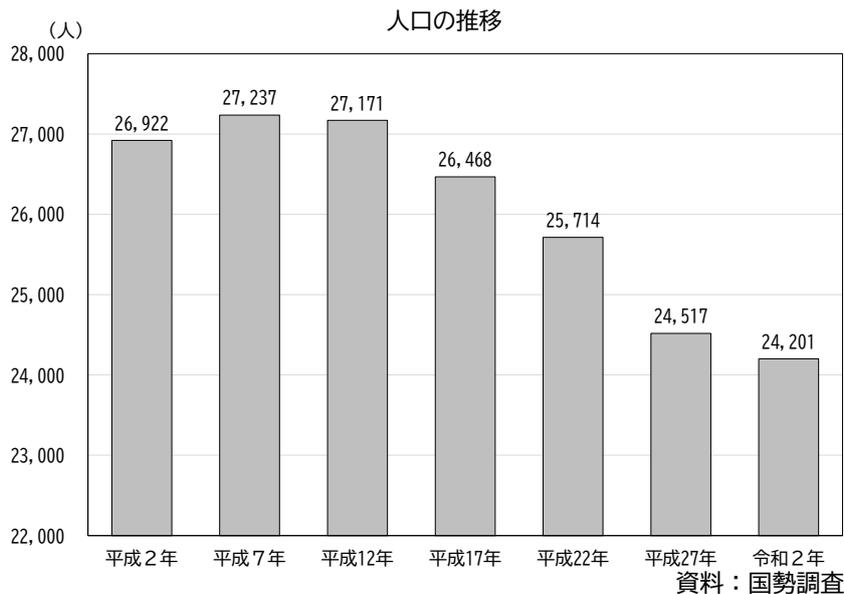
# 1 境町の概要

## (1) 人口・世帯と高齢化等の状況

### ①総人口、世帯、人口構成（年齢3区分）

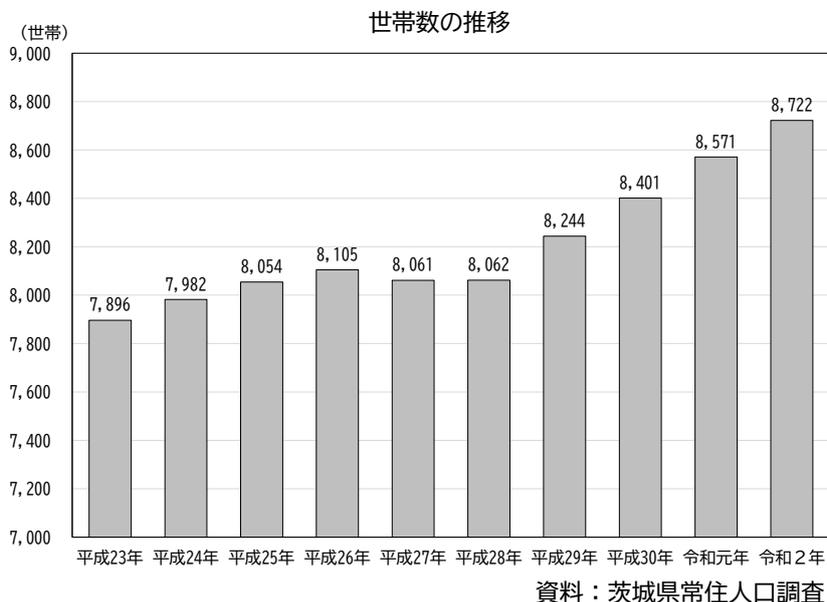
～人口は年々減少傾向、世帯数は増加傾向を示しており、世帯が小規模化している～

本町の総人口は、平成7年に最多となって以降、年々減少傾向となっており、令和2年の国勢調査では24,201人となっています。平成7年（27,237人）と比較すると、11.15%の減少となっています。



世帯数については、平成23年の7,896世帯から、令和2年は8,722世帯へと10.46%増加しています。平成27年に一時的に減少するものの、近年は増加傾向となっています。

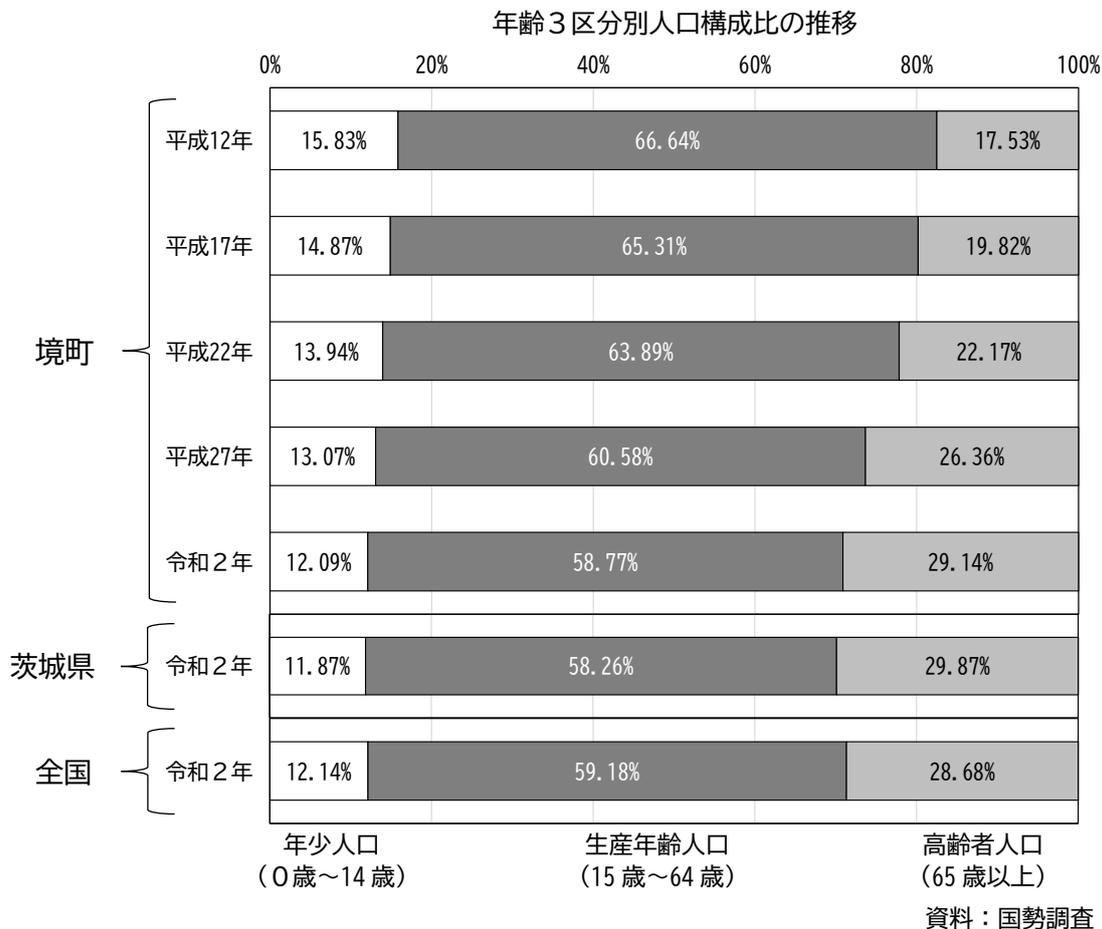
1世帯当たりの平均人員数は、総人口が減少し、世帯数が増加しているため、平成27年の3.04人から令和2年の2.77人へと減少しています。世帯の小規模化が進行していることがうかがえます。



本町でも少子高齢化は着実に進み、年齢3区分別人口構成は年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、高齢者人口（老年人口、65歳以上）の割合は年々増加する傾向が続いています。

令和2年では、年少人口12.09%、生産年齢人口（15～64歳）58.77%、高齢者人口29.14%となっています。

全国・茨城県の結果と比較すると、年少人口は全国をやや下回り、茨城県をやや上回っています。高齢者人口は、逆に、全国を若干上回り、茨城県をやや下回っています。



高齢者人口等の推移 (人)

境町	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	24,482	24,396	24,324	24,255	24,123
高齢者人口	6,508	6,638	6,702	6,820	6,920
前期高齢者人口 (65歳～74歳)	3,452	3,565	3,623	3,673	3,711
後期高齢者人口 (75歳以上)	3,056	3,073	3,079	3,147	3,209
高齢化率	26.58%	27.21%	27.55%	28.12%	28.69%

資料：茨城県常住人口調査 各年1月1日

## ②一般世帯の構成

～県と比較し3世代同居が多いが、年々減少している～

世帯構成では、茨城県と比較し「その他の親族世帯（3世代の同居世帯）」の割合が9.24%多いものの、年々減少しています。また「夫婦のみ」、「非親族及び単独世帯」の割合が増加しています。

一般世帯の構成

区 分	境町			茨城県
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
核家族世帯	52.39%	53.29%	52.94%	56.31%
夫婦のみ	14.92%	16.34%	17.02%	20.83%
夫婦と子ども	28.50%	27.44%	26.30%	26.19%
ひとり親と子ども	8.97%	9.50%	9.62%	9.29%
その他の親族世帯	28.49%	24.60%	19.38%	10.14%
非親族及び単独世帯	19.13%	22.11%	27.69%	33.56%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

資料：国勢調査

## (2) 高齢者、障害のある人等の状況

### ①高齢者、要支援、要介護認定者の状況

高齢者のいる一般世帯の割合は年々増加傾向となっており、平成27年に過半数を超えてから、令和2年も50.29%と過半数を超えています。

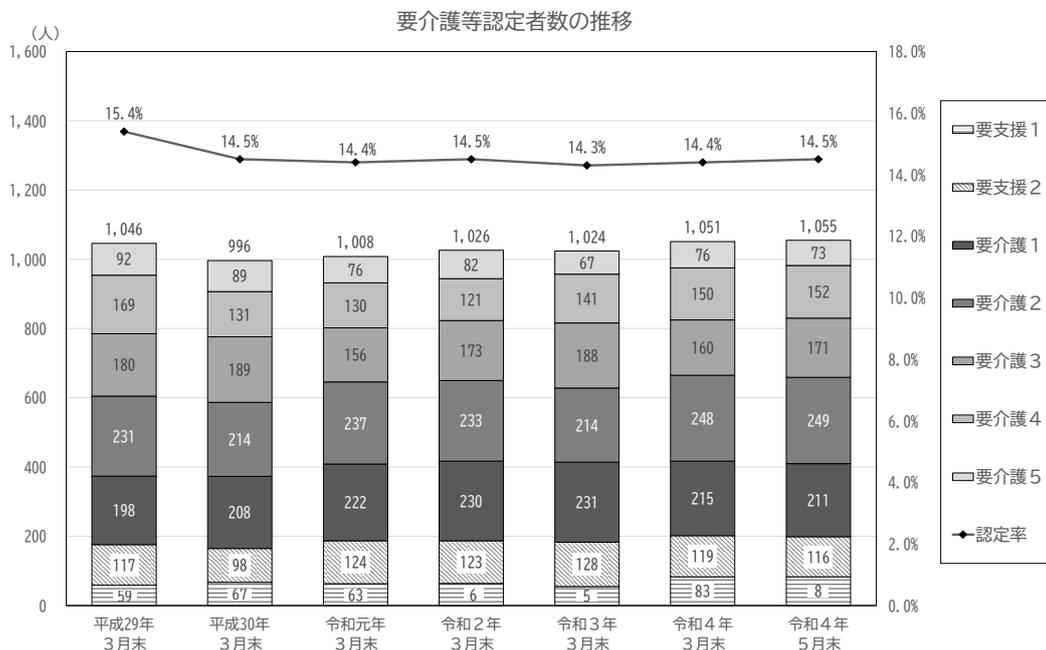
また、高齢者単身世帯（ひとり暮らし）も年々増加傾向となっており、高齢者夫婦世帯は、世帯数は増加していますが、割合は減少しています。

高齢者のいる世帯の状況

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数 (A)	7,923	8,061	8,722
高齢者のいる世帯 (B)	3,728	4,143	4,386
比率 B/A	47.05%	51.40%	50.29%
高齢者単身世帯 (C)	424	596	738
比率 C/A	5.35%	7.39%	8.46%
高齢者夫婦世帯 (D)	546	882	915
比率 D/A	6.89%	10.94%	10.49%

資料：国勢調査

要支援・要介護認定者総数については、平成30年3月末の時点で減少したものの、そこからほぼ増加傾向となり、令和4年5月末の時点では1,055人となっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

## ②障害者手帳所持者の状況

各障害者手帳の所持者数については、身体障害では年々増減を繰り返していますが、令和4年度は過去6年間で一番少ない人数となっています。知的、精神障害では、ほぼ毎年増加しています。3障害の合計人数は、平成29～令和4年度の間各年度で順に、972人、1,076人、1,108人、1,093人、1,135人、1,125人となっており、令和3年度以降は1,100人前後で推移しています。

障害者（児）数（障害者手帳所持者数）の推移

単位：人

	身体障害者 合計	身体障害・詳細障害種別内訳					知的障害者 合計	精神障害者 (手帳所持者) 合計
		視覚障害	聴覚・ 平衡機能障 害	音声・言 語・ そしやく 機能障害	肢体不自由	内部障害		
平成29年度	726	38	52	6	404	226	174	72
平成30年度	749	40	52	6	404	247	215	112
令和元年度	765	42	60	5	402	256	217	126
令和2年度	727	42	58	7	384	236	231	135
令和3年度	742	42	54	12	388	246	248	145
令和4年度	715	41	50	13	359	252	260	150

注：各年度4月1日現在

資料：境町社会福祉課

## 2 町民アンケート調査の結果

本町が、地域における近所づきあいの程度や地域との関わりなどについて調査した「町民へのアンケート調査」の結果からみた町の現状等について、要点を抜粋して取りまとめました。

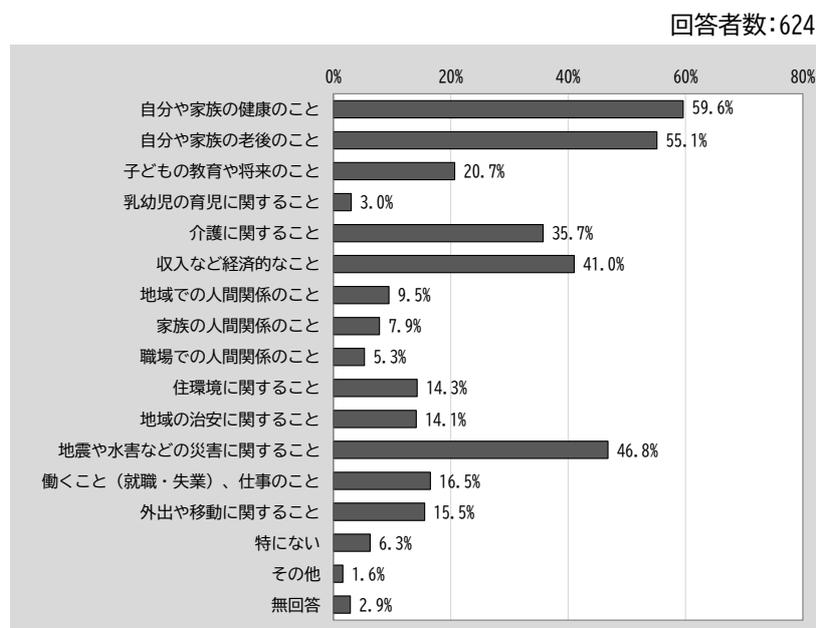
### アンケート調査の実施概要

・対象者	町内在住の18歳以上の住民
・対象者数	1,500人（無作為抽出）
・調査方法	郵送による配布・回収
・実施時期	令和4年（2022年）7月22日（金） ～令和4年（2022年）8月10日（水）
・回収結果	
有効回収数	624件
有効回収率	41.6%

### （1）地域生活について

#### ①日常生活における不安や悩み

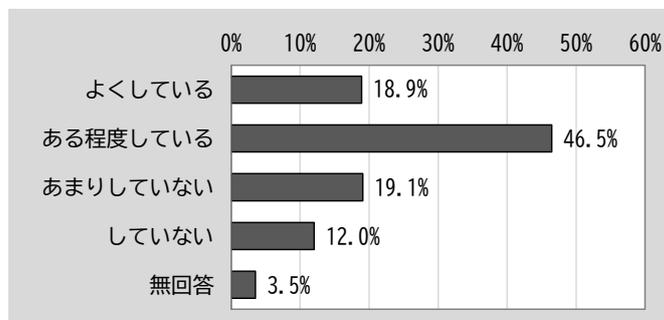
日常生活で日頃不安に思っていることや悩みを感じていることについては、「自分や家族の健康のこと」が59.6%と最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」が55.1%、「地震や水害などの災害に関すること」が46.8%となっています。



## ②近所づきあい

近所の人とのおつきあいの程度（地域行事などへの参加を含む）については、「よくしている（18.9%）」、「ある程度している（46.5%）」を合わせた『している（計）』が65.4%、「あまりしていない（19.1%）」、「していない（12.0%）」を合わせた『していない（計）』が31.1%となっています。

回答者数:624

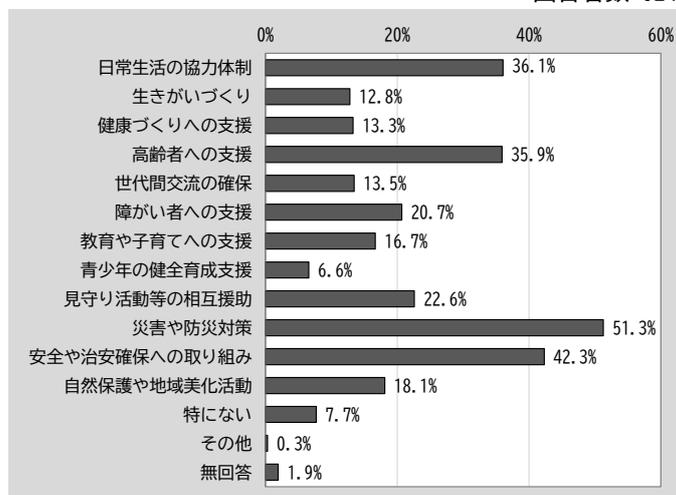


## ③「地域」としての役割や支えあい・助け合いに期待すること

「地域」としての役割や支えあい・助け合いに期待することについては、「災害や防災対策」が51.3%と最も多く、次いで「安全や治安確保への取り組み」が42.3%、「日常生活の協力体制」が36.1%となっています。

地区別でみると、森戸地区では「安全や治安確保への取り組み」が最も多く、特徴的となっています。

回答者数:624

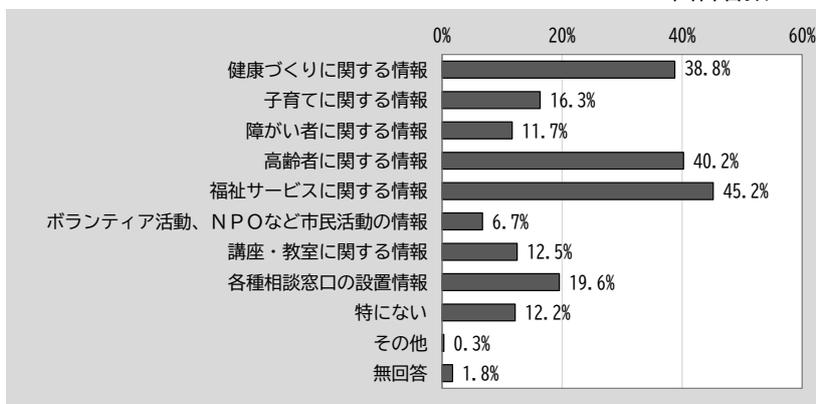


	日常生活の協力体制	生きがいづくり	健康づくりへの支援	高齢者への支援	世代間交流の確保	障がい者への支援	教育や子育てへの支援	青少年の健全育成支援	見守り活動等の相互援助	災害や防災対策	安全や治安確保への取り組み	自然保護や地域美化活動	特にない	その他	無回答
全体	225 36.1%	80 12.8%	83 13.3%	224 35.9%	84 13.5%	129 20.7%	104 16.7%	41 6.6%	141 22.6%	320 51.3%	264 42.3%	113 18.1%	48 7.7%	2 0.3%	12 1.9%
境地区	78 36.8%	28 13.2%	27 12.7%	74 34.9%	30 14.2%	47 22.2%	40 18.9%	21 9.9%	50 23.6%	115 54.2%	87 41.0%	39 18.4%	18 8.5%	0 0.0%	3 1.4%
長田地区	45 34.4%	17 13.0%	14 10.7%	38 29.0%	19 14.5%	25 19.1%	27 20.6%	7 5.3%	30 22.9%	70 53.4%	55 42.0%	21 16.0%	10 7.6%	2 1.5%	4 3.1%
猿島地区	35 35.7%	13 13.3%	13 13.3%	38 38.8%	10 10.2%	19 19.4%	10 10.2%	3 3.1%	19 19.4%	45 45.9%	42 42.9%	19 19.4%	7 7.1%	0 0.0%	1 1.0%
森戸地区	41 38.0%	13 12.0%	16 14.8%	42 38.9%	14 13.0%	19 17.6%	13 12.0%	5 4.6%	28 25.9%	47 43.5%	49 45.4%	21 19.4%	7 6.5%	0 0.0%	3 2.8%
静地区	22 35.5%	6 9.7%	11 17.7%	28 45.2%	8 12.9%	17 27.4%	12 19.4%	5 8.1%	12 19.4%	37 59.7%	23 37.1%	9 14.5%	6 9.7%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	4 30.8%	3 23.1%	2 15.4%	4 30.8%	3 23.1%	2 15.4%	2 15.4%	0 0.0%	2 15.4%	6 46.2%	8 61.5%	4 30.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%

#### ④福祉や健康に関する情報

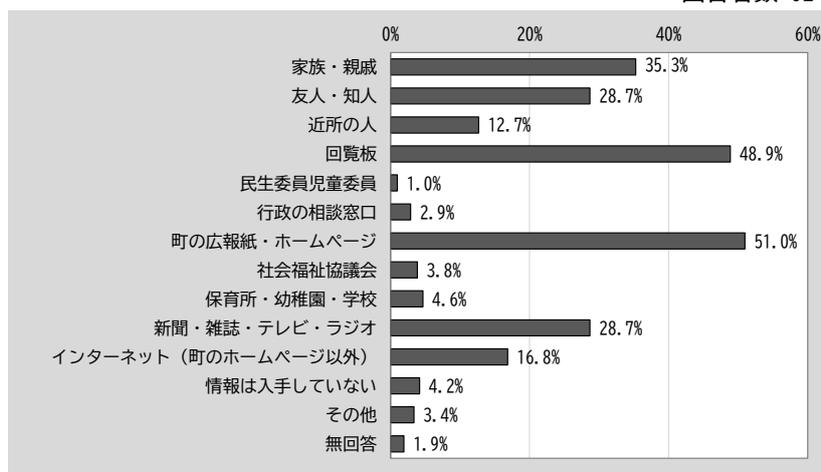
福祉や健康についてどんな情報が知りたいかについては、「福祉サービスに関する情報」が45.2%と最も多く、次いで「高齢者に関する情報」が40.2%、「健康づくりに関する情報」が38.8%となっています。

回答者数:624



また、福祉や健康に関する情報をどこから入手しているかについては、「町の広報紙・ホームページ」が51.0%と最も多く、次いで「回覧板」が48.9%、「家族・親戚」が35.3%となっています。

回答者数:624



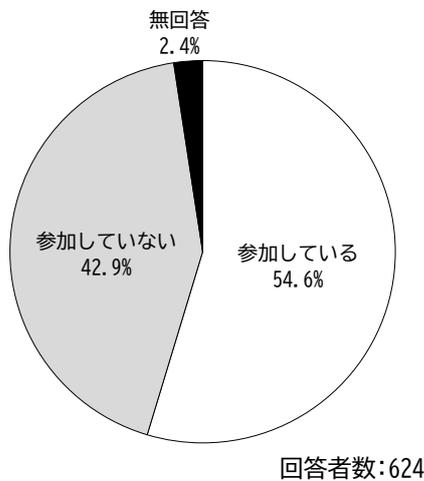
## (2) 地域活動・ボランティアについて

### ①地域活動への参加状況

地域での活動に参加しているかについては、「参加している」が 54.6%、「参加していない」が 42.9%となっています。

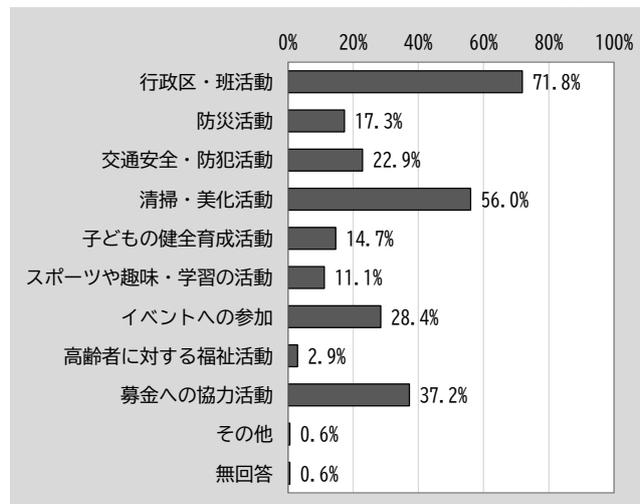
参加が多い地域活動は「行政区・班活動」、「清掃・美化活動」となっています。

また、参加していない理由としては、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」が 41.4%と最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が 24.3%、「特に理由はない」が 23.1%となっています。



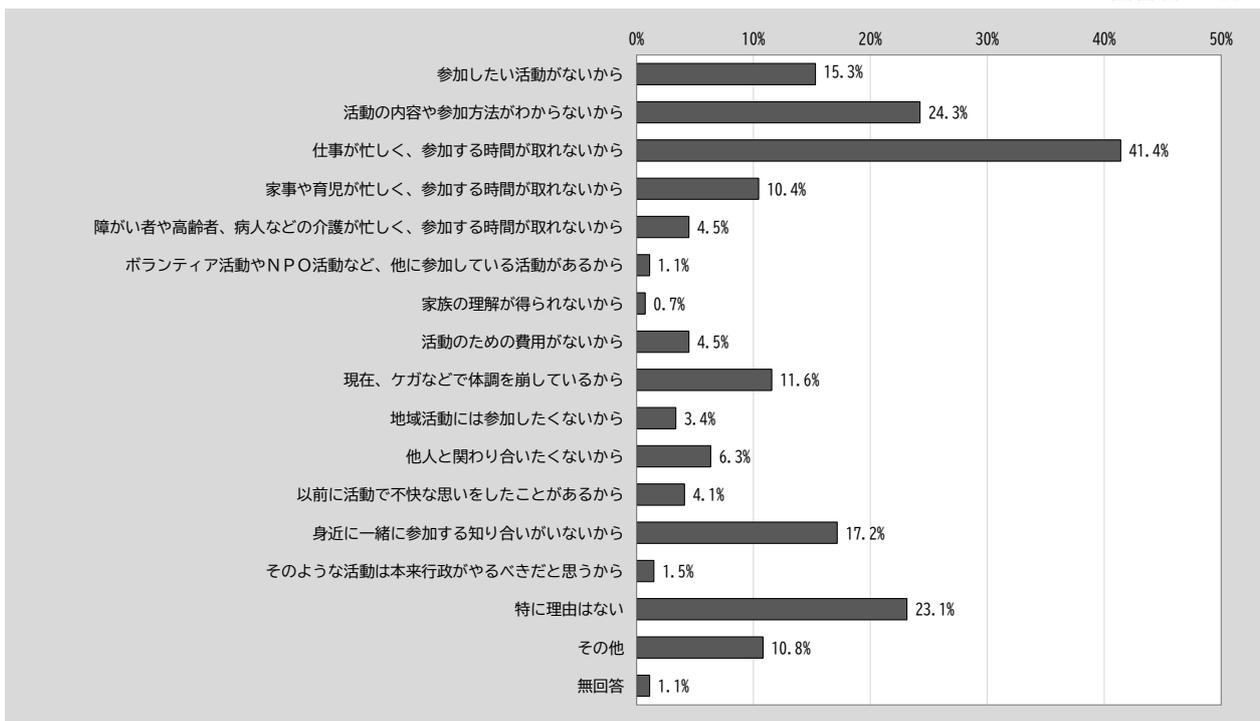
### 《参加している地域活動》

回答者数: 341



### 《活動に参加していない理由》

回答者数: 268

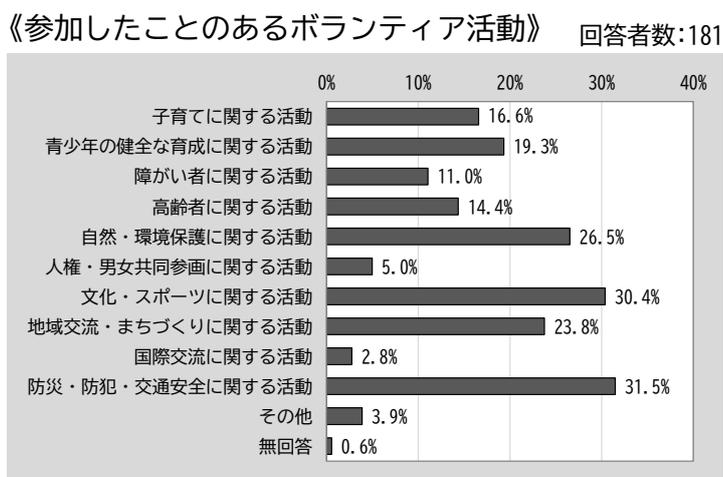
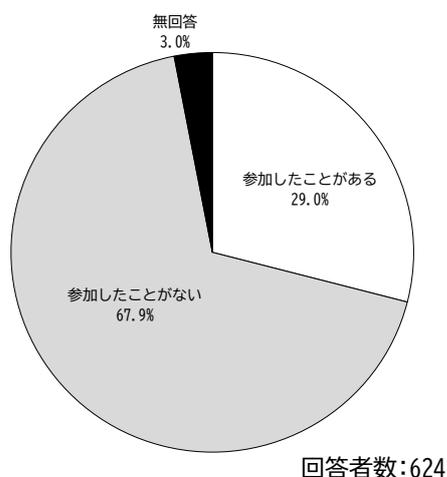


## ②ボランティア活動への参加状況

ボランティア活動に参加したことがあるかについては、「参加したことがある」が29.0%、「参加したことがない」が67.9%となっています。

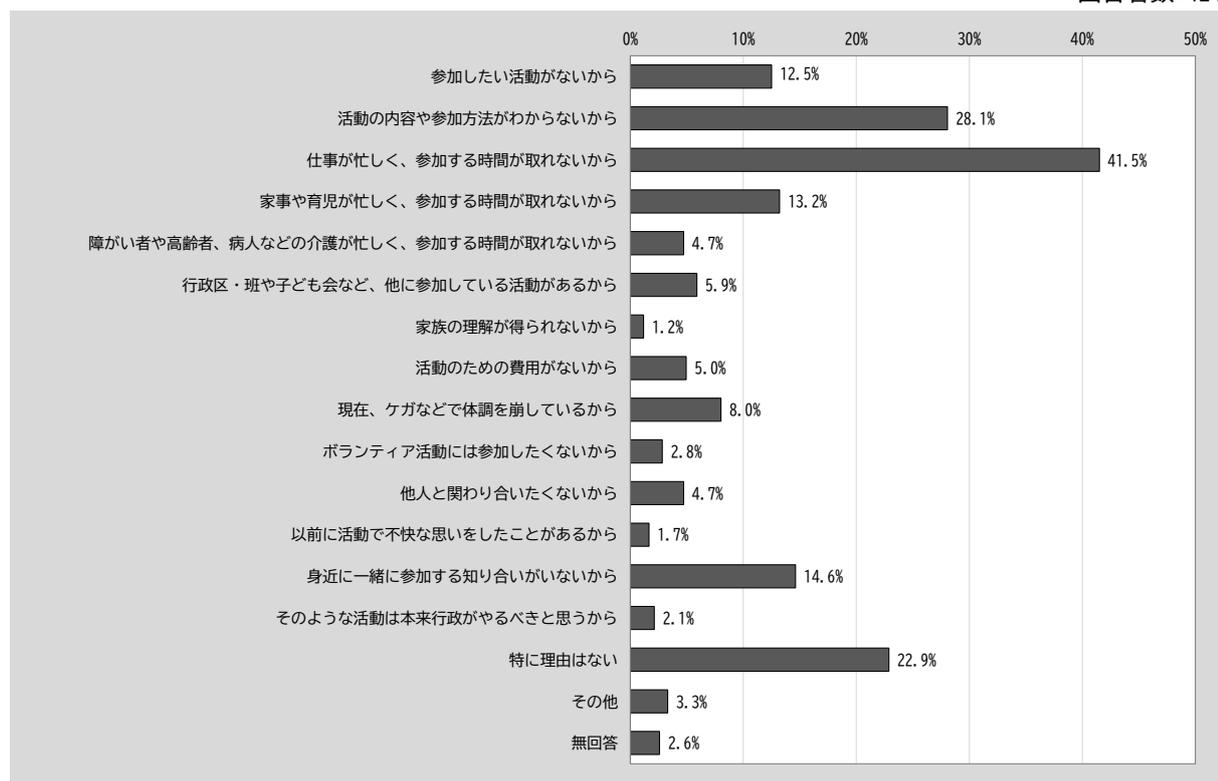
参加が多いボランティア活動は「防災・防犯・交通安全に関する活動」が31.5%と最も多く、次いで「文化・スポーツに関する活動」が30.4%、「自然・環境保護に関する活動」が26.5%となっています。

また、参加したことがない理由としては、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」が41.5%と最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が28.1%、「特に理由はない」が22.9%となっています。



## 《活動に参加したことがない理由》

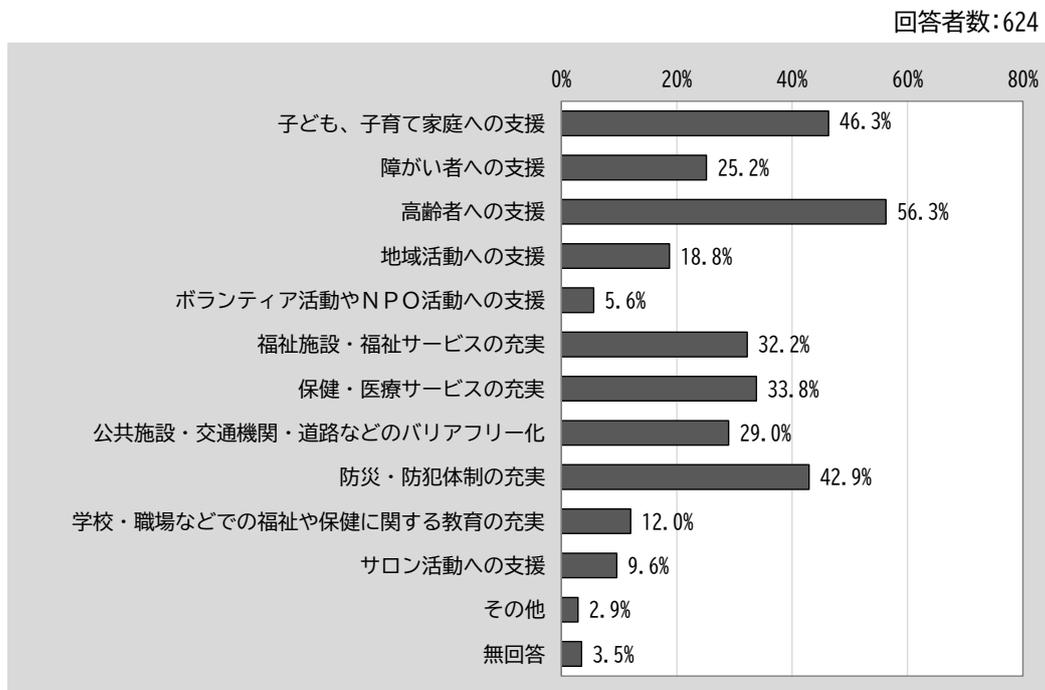
回答者数: 424



### (3) 境町について

#### ①誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取組

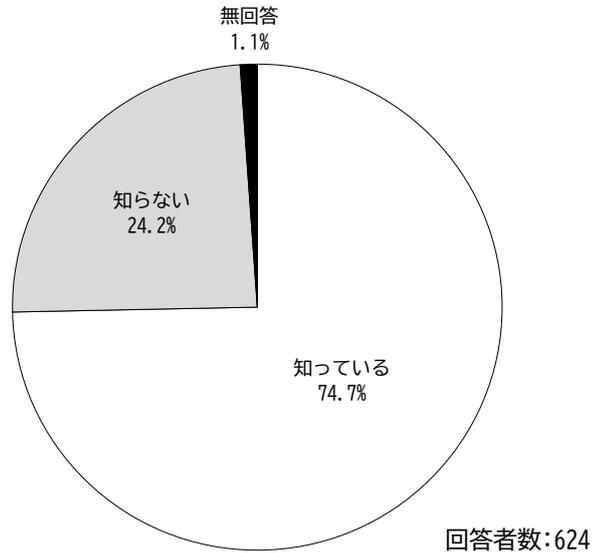
境町で安心して生活していくための取り組みについては、「高齢者への支援（介護・生活支援・生きがい対策など）」が56.3%と最も多く、次いで「子ども、子育て家庭への支援（相談支援・生活支援・保育サービスの充実など）」が46.3%、「防災・防犯体制の充実」が42.9%となっています。



#### (4) 災害時について

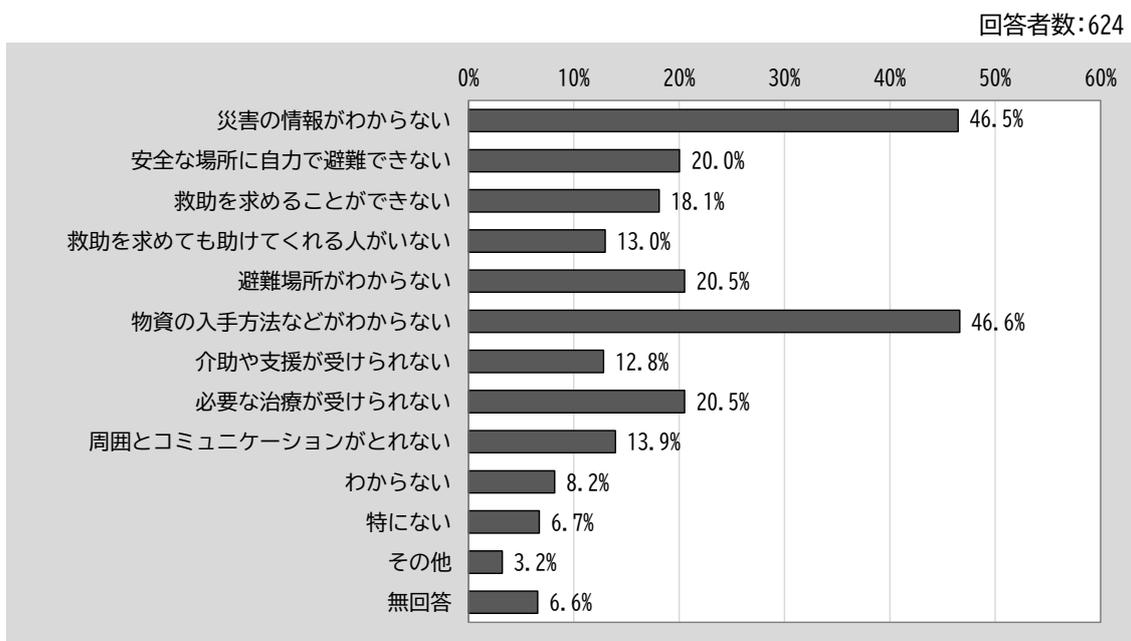
##### ①地震、水害などの災害時の避難場所

地震、水害などの災害が発生したときの避難場所については、「知っている」が 74.7%、「知らない」が 24.2%となっています。



##### ②地震、水害などの災害時に困ること

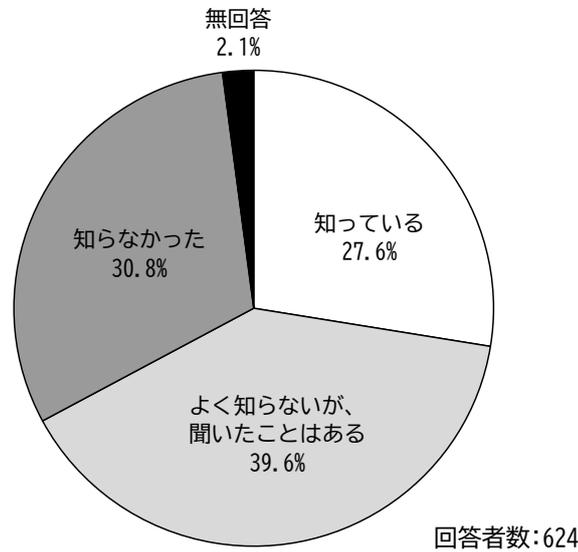
地震、水害などの災害が発生した時に困ることについては、「物資の入手方法などがわからない」が 46.6%と最も多く、次いで「災害の情報がわからない」が 46.5%、「避難場所がわからない」、「必要な治療が受けられない」がともに 20.5%となっています。



## (5) 成年後見制度について

### ①「成年後見制度」の認知度

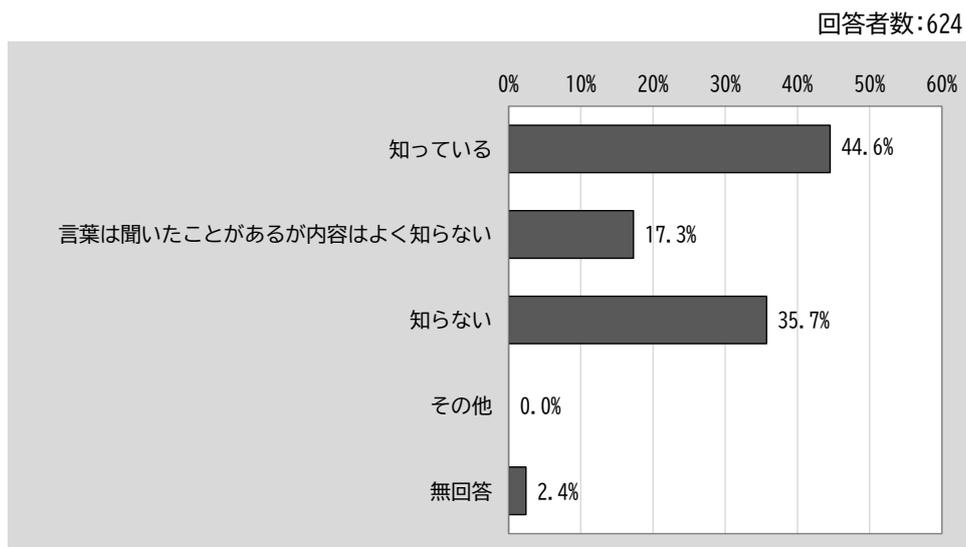
成年後見制度については、「よく知らないが、聞いたことはある」が39.6%と最も多く、次いで「知らなかった」が30.8%、「知っている」が27.6%となっています。



## (6) ケアラーについて

### ①「ヤングケアラー」の認知度

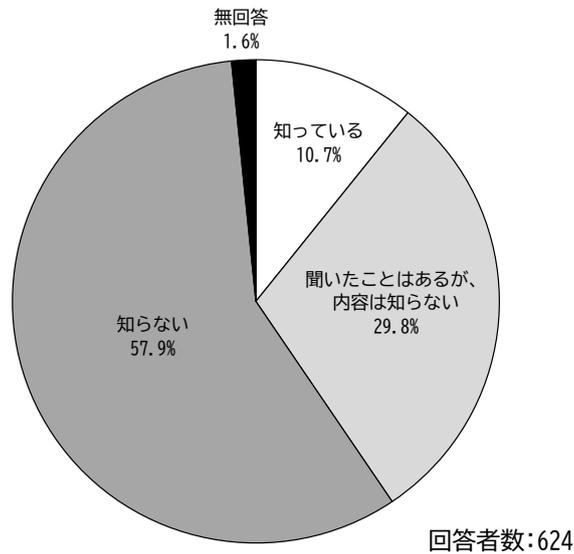
ヤングケアラーについては、「知っている」が44.6%と最も多く、次いで「知らない」が35.7%、「言葉は聞いたことがあるが内容はよく知らない」が17.3%となっています。



## (7) 再犯防止について

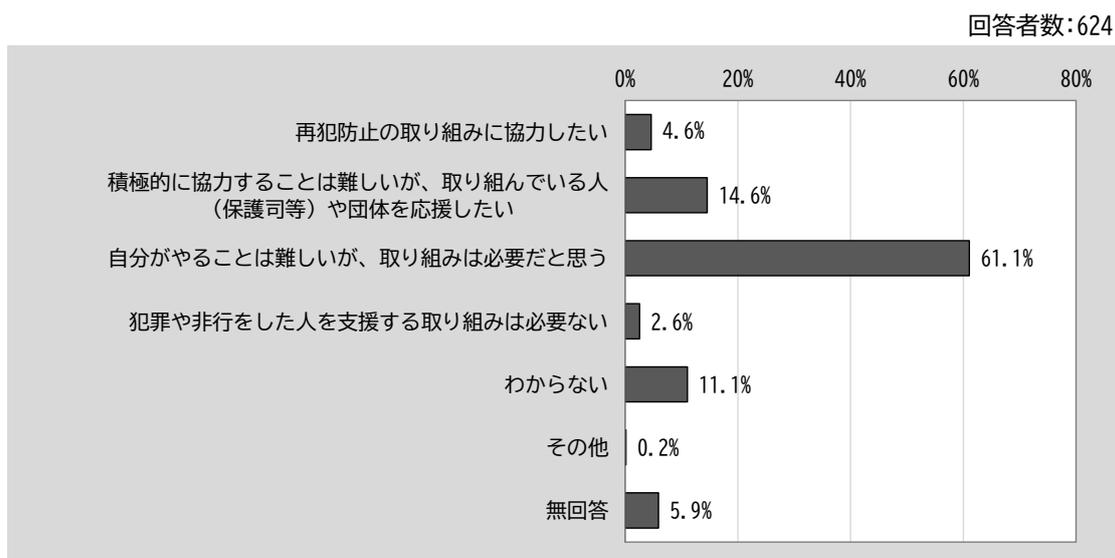
### ①「社会を明るくする運動」という言葉や内容の認知度

「社会を明るくする運動」という言葉や内容については、「知らない」が57.9%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が29.8%、「知っている」が10.7%となっています。



### ②再犯防止の取り組みについての考え方

再犯防止の取り組みの考え方については、「自分がやることは難しいが、取り組みは必要だと思う」が61.1%と最も多く、次いで「積極的に協力することは難しいが、取り組んでいる人（保護司等）や団体を応援したい」が14.6%、「わからない」が11.1%となっています。

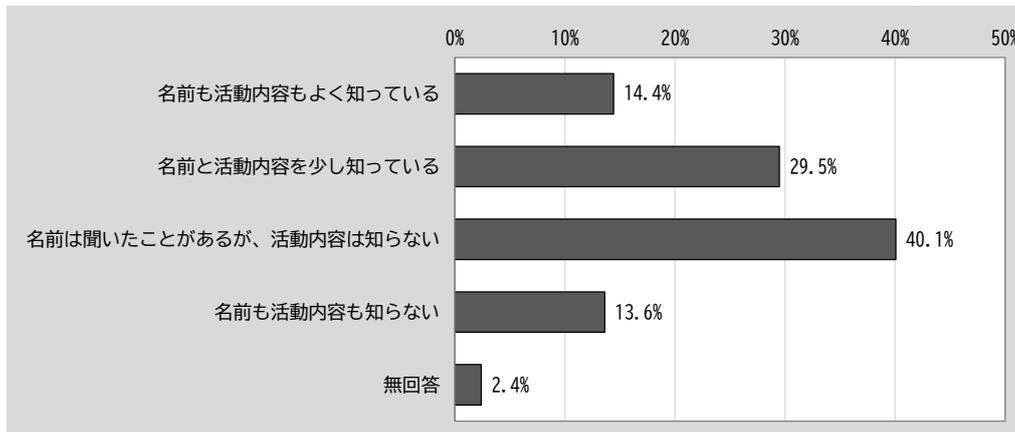


## (8) 境町社会福祉協議会について

### ①「境町社会福祉協議会」の認知度

境町社会福祉協議会については、「名前も活動もよく知っている (14.4%)」、「名前と活動内容を少し知っている (29.5%)」を合わせた「知っている (計)」が 43.9%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない (40.1%)」、「名前も活動内容も知らない (13.6%)」を合わせた「知らない (計)」が 53.7%となっています。

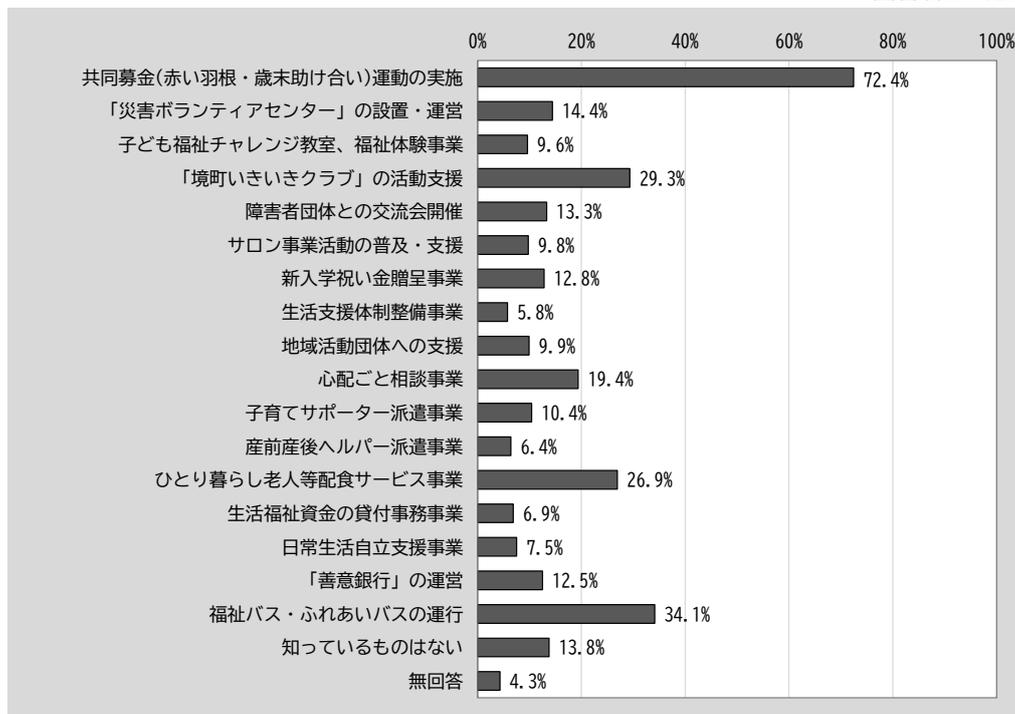
回答者数:624



### ②境町社会福祉協議会が実施している事業の認知度

境町社会福祉協議会が実施している主な事業を知っているかについては、「共同募金(赤い羽根・歳末助け合い)運動の実施」が 72.4%と最も多く、次いで「福祉バス・ふれあいバスの運行」が 34.1%、「『境町いきいきクラブ』の活動支援」が 29.3%となっています。

回答者数:624



### 3 地域福祉団体ヒアリング調査の結果

地域の現状や課題、地域を良くするための意見を伺い、計画策定の参考にするため、福祉関係団体ヒアリング（アンケート形式）を行いました。

調査対象団体：6団体

調査期間：令和4年（2022年）8月26日（金）～令和4年（2022年）9月26日（月）

多くのご意見をいただきましたが、ご意見と課題を以下にまとめます。

#### （1）団体運営における課題について

##### 《団体を運営するにあたっての課題・問題点・改善点》

- ・新規会員（特に若い世代）がなかなか集まらない。仮に会員（手話に興味を持つ）に加入しても定着が難しい。
- ・会員が高齢者になってきていますので、若い方の参加を希望しています。
- ・会員の高齢化や体調面を考慮しながら運営をしているため、平時やコロナ禍においても活動に制限が出ている。
- ・新規加入者の確保が難しい。広報や周知活動に課題がある。
- ・会員が増えてくれること。学校区での福祉体験がなくなったこと。会員個人のスキルアップ。
- ・コロナ禍による活動自粛から今後どのように再開していくべきか、その時期や活動方法について決定していくべきか、その時期や活動方法について決定していくことが現在の課題です。
- ・常に住民生活に寄り添って展開される民生委員活動は多岐にわたっている。社会的孤立、生活困窮者問題等新たな福祉課題への対応。

##### 《地域や行政、社協との連携に関する課題・問題点・改善点》

- ・社協での定例会（月1回第4土曜日）は実施中で、協力いただいています。多くの行政の方、一般の方に点字というものを知っていただきたいと思います。
- ・日頃から行政や社協様にはお世話になっており、連携もとれていると感じています。
- ・少子高齢化、単身世帯の増加、個人や家族を巡る社会環境の変容、生活保護の増加、ニート、ひきこもり、といった課題を抱えた人々の増加、これらは高齢や障害といった分野別に整備された従来の福祉サービスではとらえきれない新たな福祉課題である。地域住民に最も密接な立場である民生委員と関係機関との連携が更に強く求められている。

## (2) 地域福祉に関する課題について

### 《地域での支えあいを必要としている方の状況》

- ・60～70代半ばの間こえない人達は、自立し生活している場合が多いが、高齢者（80代～）は手話も出来ないケースがある。
- ・地域においては、特に災害（事故、火災、事件等を含む）発生時の支援が必要である。（現状の防災無線は役に立たない）
- ・会員中には個々での活動や、他のボランティア団体でも活躍しています。
- ・塾の送迎など出来ない。幼児の預かり（買い物、用事）など。
- ・コロナ禍による活動自粛のため、会員やその他障害のある方々の個々の課題を直接聞く機会が少ないため、わかりにくくなっています。
- ・行政区での付き合いが出来なくなったので班から抜ける人が多い。
- ・通院、買い物、ゴミ出し。

### 《地域での支えあいを必要としている方への取組内容》

- ・サークル会員である間こえない人達には、メールやLINEを使い、情報の伝達などを行うこともある。
- ・取組は実施していないが、このようなことがあった場合には、必要なサービスに繋がるよう関係機関に相談するなどの対応をしたいと考えている。
- ・子育てサポーターの利用など。又、地域住民などの協力。
- ・一堂に会する機会を再び待つ。（適切な時期を待って）それが難しい場合には、SNS等を利用した情報交換の場が持てるようになると良い。

### (3) 地域福祉推進における団体の役割と必要な支援について

#### 《地域福祉の推進に向けて、今後果たしていきたい役割》

- ・障害のある人たちへの理解を広く知ってもらうため、イベントなどの時に出来る範囲でお手伝いしたい。
- ・町民祭。活動の一環として子育て支援を取り入れ。その中で情操教育につながるような知識と一緒に学んでいきたいです。(工作・その他)
- ・会員相互の親睦を深めて社会から孤立を防止することや、地域社会において健常者の障害者への理解を深めること。
- ・点字ボランティアとしては、絵本の点訳を今の目標としています。又、タイプライター(点字)の活用をしてスキルアップしていきたいと思います。
- ・障害児者とその保護者の困り感に寄り添い、声を行政やその他関係機関に届けるパイプ役。
- ・地域の困窮者に対しての関係機関との連絡調整の徹底。

#### 《地域福祉の推進に向けて、現在連携している団体、組織》

- ・現状、連携している地域団体は特になし。上部団体としての境町ボラ連に加入している。
- ・スキップ(子育て支援)、チャレンジ茨城(挨拶運動)、支援学校(県立)。
- ・茨城県身体障害者福祉協議会、茨城県身体障害者福祉団体連合会、境町社会福祉協議会、境町役場社会福祉課。
- ・学校での福祉体験では手話サークルの方と一緒にクラス交代で体験していただきました。
- ・境町身体障害者福祉協議会、境町社会福祉協議会、NPO法人、メダカの会等。
- ・行政機関、社会福祉協議会。

#### 《地域福祉の推進に向けて、今後連携していきたい団体、組織/取り組みたいこと》

- ・民生委員。
- ・福祉関係全体の団体の方との情報共有が必要と思います。全体的に月1回等の集まりか半年に1度など。

#### 《地域福祉の推進に向けて、必要な支援》

- ・情報提供、他団体等との連携及びネットワーク構築に向けた支援。
- ・活動費、事業費についての支援。
- ・スタッフ等の意識の高揚、改革につながる支援。
- ・行政、社協等からの支援。
- ・施設、設備改善のための支援。
- ・団体活動への地域や地域住民の受入や意識の面での支援。
- ・マンパワー、人材についての支援。
- ・その他(手話奉仕員養成講座等の開催)

#### (4) 地域福祉推進の施策及び町・社協への意見・要望・提案について

##### 《今後重点的に取り組むべき福祉施策》

- ・ボランティア育成のための施策、事業の推進。
- ・A型、B型事業所をはじめとした障害者の働く場の確保、整備。(聞こえない人達の働く場が少ない)
- ・超高齢社会に向け、グループホームなどの整備を進める。
- ・子育て世代と同等かそれ以上の障害者施策、支援。
- ・身体障害児者に対する訪問系サービスが、社協の事業の一部民営化に伴い、なくなってしまった。利用者は少ないかもしれないが、資源がないため利用できないという方もいるので、ぜひ何らかの形で復活させてもらいたい。

##### 《境町及び社協への意見・要望・提案等》

- ・聞こえない人達の参加がある、なしに関わらず、町、社協等が行うイベントでの手話通訳者の配置。(広く一般に手話の必要性を啓発するため)
- ・障害者が当事者として意見を述べる機会を増やしてほしい。
- ・町、社協が主体となった手話講座等の開催。(半年とか1年以上の定期講座)

## (5) 自由記述（テーマ/内容）

- ・情報格差の是正/デジタル・デバイド以前の問題として、高齢者や聞こえない人達の情報の入手手段として早急に「文字表示機能付き個別受信機」の整備をお願いしたい。
- ・町への要望/公的機関（役所、警察、消防、病院など）への手話通訳士（又は手話対応ができる職員）の配置。
- ・青少年の育成、交流/境町少年少女合唱団の結成、情操教育の一環として伝統芸能に触れる、挨拶やふれあいの大切さを学ぶ。
- ・自動運転バスのコース延長/現在、稲尾まではバスが通っていないので、全く利用できていません。コースが延長されるとうれしいです。
- ・新築アパートの入居状況/長井戸に新築アパートがたくさん建ちましたが空き室が多いようです。有効な活用方法はないでしょうか。
- ・特別支援学校高等部卒業生の進路先（福祉的就職）/卒業後は町外に通所（入所）するしかないのが現状です。近年、特に生活介護の施設が近隣でも不足しており、町内にできると大変有意義であると思います。
- ・令和4年12月1日付で民生委員の一斉改選が行われます。前回の改選では全国23万人の委員のうち3分の1が交代。割合では50歳代が12.4%、70歳代が30.3%、在任期間をみると全体の3分の2が2期まででした。委員を長く続けることが難しい状況が明らかであり、民生委員のなり手不足の解消は全国的な課題である。当町においても同じ傾向、特に女性委員が少ない。
- ・民生委員候補者の推薦について/輪番制で委員が推薦されるため、1期ごとに交代してしまう。現在の委員に意欲があっても推薦されない。推薦された人が十分な委員活動について説明を受けていない。早期に退任してしまう。
- ・境町の民生委員/女性委員を50%代に。2期以上はやってほしい。

## 4 本町の地域福祉の課題

### (1) 着実に高齢化が進行し、高齢単身世帯が増加

少子高齢化の進行に伴い、高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者世帯が着実に増加しています。同時に、地域での人と人とのつながりが希薄化し、当然のこととして行われてきた相互扶助機能も低下していると言われてしています。

今後、高齢化が一層進み、高齢者福祉や高齢者の社会参加に対するニーズの増加が見込まれることから、高齢者福祉をはじめとする福祉全般に対する住民の理解を深めることが求められます。

また、認知症への地域住民の理解など、地域の高齢者が安心して暮らせるように意識の向上を図ることも重要となっています。

### (2) 地域福祉を支える担い手の育成・確保

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職後のシニア世代や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画できていない現状があります。こうした人たちが地域福祉の担い手として、気軽に参画できるきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動のキーパーソンとなる人を発掘・育成することが必要です。

### (3) 地域コミュニティの維持と強化

少子高齢化が進行する中で、地域での住民同士のつながりが薄れ、高齢者だけではなく若年層にも社会的孤立が広がってきており、地域コミュニティを維持するための取組が求められます。

つながりの希薄化や社会的孤立は、近隣の助けあいの輪から外れてしまう問題、孤立死、消費者契約のトラブル、生活困窮などと結びつき、深刻な社会問題となってしまいます。地域コミュニティに求められる最小限の機能が維持できるよう、コミュニティの活性化対策、強化対策を進める必要があります。

### (4) 包括的な相談支援体制の充実と複合化・複雑化するニーズへの対応

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域住民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、制度の狭間を作らない地域づくりを推進することが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本町では、『第6次境町総合計画』で「河岸の歴史と自然の恵みあふれる、次世代を育む安らぎとイノベーションのまち」を掲げて、まちづくりを進めています。

また、「地域福祉」を含む福祉各分野の取組を、「一人ひとりを大切に支えあいを育むまち」として掲げ、高齢者も障害のある人も含めた全ての町民が、安全な環境のもとで生涯にわたって健やかに安心して暮らせるように、地域医療の充実と心の通う「福祉のまちづくり」を進めるとしています。

一方、『境町第2次地域福祉計画』においては、計画の基本理念を「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」と定め、計画を進めてきました。

以上のことを踏まえ、本計画では、第2次計画の「基本理念」を継承し、引き続き次のとおり基本理念を掲げることとします。

### 《基本理念》

**みんなで支え合い  
誰もが安心して暮らせるまち  
さかい**

## 2 基本目標

基本理念の「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」を実現するため、次の4つの基本理念を定め、施策を推進していきます。

### 《 基本目標1 》みんなで支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

町民みんなで支え合い、一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしをすることができるよう、情報提供や相談支援の体制の充実を図ります。地域住民が、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安心して生活を送れるまちづくりを推進します。また、「成年後見制度」の利用の支援・促進など、住民の権利を擁護するための取組を推進します。

### 《 基本目標2 》積極的な地域活動・ボランティア活動の推進

「地域福祉」の意識向上のため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成や、町民による地域活動・ボランティア活動の活性化を推進します。行政区をはじめとしたさまざまな地域組織の活動を推進し、誰もが住みよい地域づくりをめざします。

また、町民による活動団体やボランティア活動団体などとの連携・協働による活動の仕組みづくりを推進します。

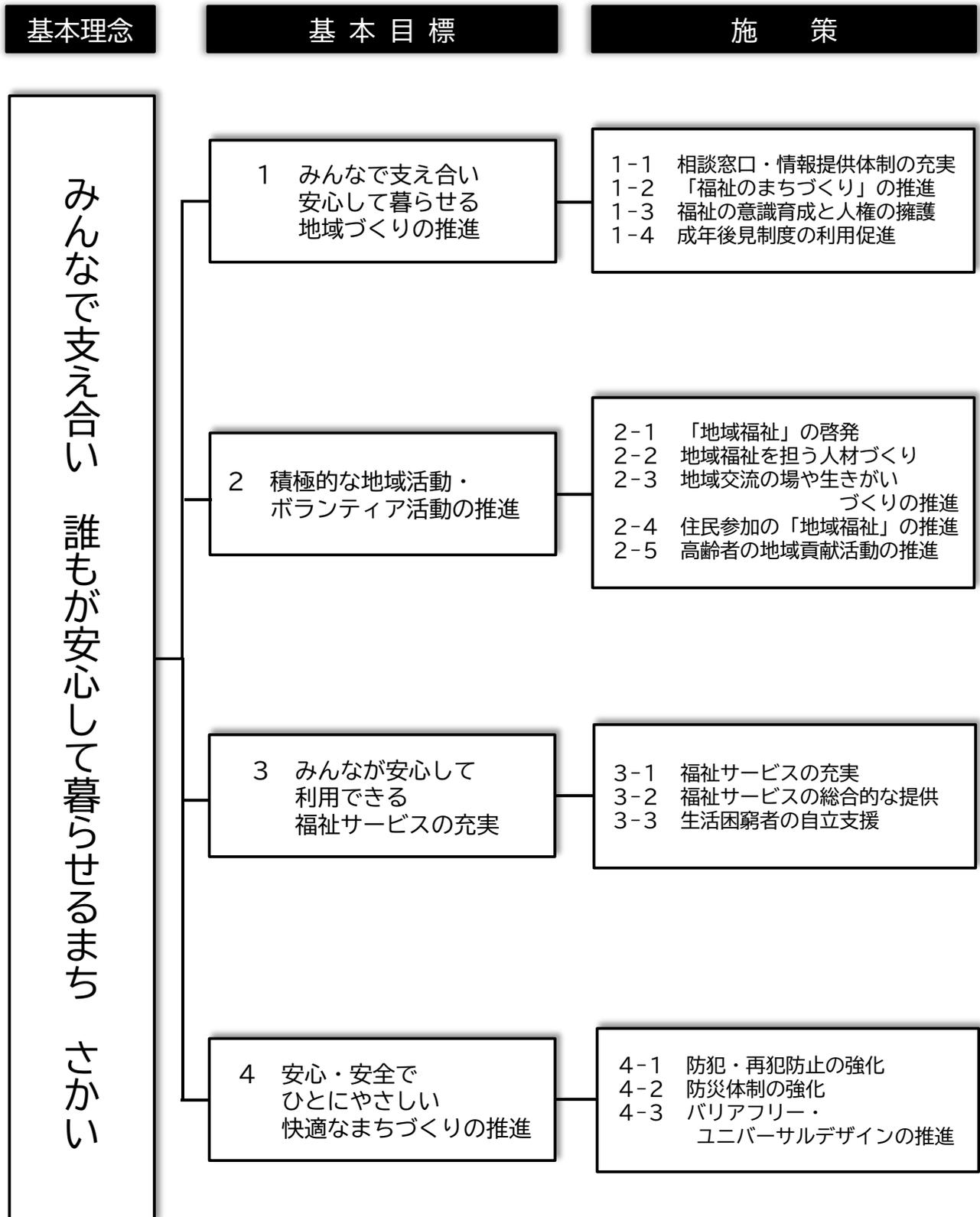
### 《 基本目標3 》みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

地域で保健・医療・福祉・介護のサービスが切れ目なく提供され、支援を必要としている人が必要な時に適切なサービスを利用できるような体制を確立・強化します。また、それぞれの分野でのサービスが連携し、“生涯現役”でいられるような健康づくりを推進します。

### 《 基本目標4 》安心・安全でひとにやさしい快適なまちづくりの推進

安心・安全で暮らせるまちづくりに向け、災害時に対応できる体制づくり等による防災の強化とともに、防犯が充実したまちづくりを推進します。また、再犯防止のための広報、啓発活動を推進していきます。

### 3 施策の体系



## 第4章 計画の具体的内容

# 1 みんなで支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

## (1) 相談窓口・情報提供体制の充実

### 現状と課題

平成30年(2018年)4月から施行されている改正社会福祉法では、「地域福祉計画」に盛り込むべき事項の一つとして「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が挙げられています。安心して暮らせる地域生活の実現のために必要不可欠な「相談・情報提供体制」の充実は最も重要な取組の一つであるといえます。

町民アンケート調査では、福祉や、健康に関する情報を十分に得られているかどうかの質問に対して、「入手できている」と回答した人が68.8%いる一方で、26.9%が「入手できていない」と回答しており、課題がうかがえます。

誰もが気軽に相談できる窓口の整備、専門的な相談体制の充実や、支援を必要とする人へのサービス等に関わる分かりやすい情報提供が重要です。

### 取組の方向

各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを進め、公的制度などについてわかり易く周知していくための工夫に努めます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・困ったときには気軽に相談しましょう。
- ・「広報さかい」や町ホームページ等の情報を活用して福祉制度、サービス等の内容を理解するようにしましょう。
- ・民生委員・児童委員等と協力して、情報提供の場づくりに努めましょう。

### ■ 町（行政）の取組

- ・必要とする人が必要な時に、なんでも相談できる体制を確立します。また、相談窓口間の連携・連絡の強化に努め、総合相談体制の充実を図ります。
- ・子育て中の親の相談窓口や交流の場として、子育て支援施設の活用を促進します。
- ・「広報さかい」や町ホームページなどによる情報提供を推進します。
- ・民生委員・児童委員、ボランティア等を通じて、福祉サービス等の情報を提供します。
- ・住民との座談会やサロン等の地域福祉活動を通じて福祉サービスの情報を提供します。
- ・生活困窮者が確実に福祉事務所につながるよう、連携の強化を図ります。

### ◇ 町内事業者の取組

- ・多様な相談窓口の連携を図っていきます。
- ・情報周知の方法を工夫し、必要とする人に必要な福祉サービスの情報が届くようにしていきます。

## (2)「福祉のまちづくり」の推進

### 現状と課題

高齢者、障害のある人、子ども、外国人をはじめ全ての町民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできる地域の実現を目指しています。

町民アンケート調査では、住んでいる地区の暮らしの満足度について、「近隣との付き合い」、「行政区・班などの地域活動」の満足度が高い一方で、「交通機関などの便利さ」、「公園・緑地等の自然環境」、「買い物などの便利さ」の不満が高くなっています。

町民や福祉団体、事業者が福祉のまちづくりを理解しながら、地域を支えていく必要があります。福祉のまちづくりは、柔軟に、できることから取り組んでいくことが重要です。

### 取組の方向

「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」の基本理念に基づき、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・地域として外出・移動や買い物に困っている人を助け合いましょう。
- ・身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら町役場等へ知らせましょう。
- ・障害のある人や高齢者など町に暮らすさまざまな人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。
- ・子どもたちが安心して遊べるよう公園の安全点検や清掃などを行い、維持管理に努めましょう。
- ・買い物や病院の送迎などを、できる範囲で手助けしましょう。
- ・外出困難な方に地域のお店で配達を行うサービスなどについて検討しましょう。

## ■ 町（行政）の取組

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが施設等を利用しやすい、また、交通システムの検討などによる移動しやすいまちづくりに努めます。また、住民や事業者等への普及・啓発に努めます。
- ・福祉教育の推進、「広報さかい」、パンフレット等さまざまな手段、機会を通して障害等に関する正しい情報提供を行います。
- ・地域の環境保全、美化意識の向上について町民に啓発していきます。
- ・環境美化に取り組む活動者・団体を支援します。

## ◇ 町内事業者の取組

- ・高齢者や障害のある人の外出を支援するため、福祉車両を使った輸送サービスや外出時の移動支援等を行います。

### (3) 福祉の意識育成と人権の擁護

#### 現状と課題

「地域共生社会」の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、「福祉の心」を育成することが大切です。そのために、幼児教育や学校教育の場における福祉当事者や高齢者との交流など、福祉分野に関する取組が重要になります。

支援を必要とする世帯に関して、民生委員・児童委員の活動を中心に地域の中で住民相互の見守り活動を行うことによって、誰にも看取られることなく亡くなってしまいう「孤独死」を防止するとともに、福祉サービスの制度や内容を説明し、判断能力等に支障があれば「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」につなげていくことが必要です。

高齢者、障害のある人、児童に対する虐待の防止等を規定する法律がそれぞれ制定・整備されており、虐待や家庭内暴力の抑止に努めることが期待されています。

#### 取組の方向

町民一人ひとりの意識の中に「福祉」という考え方が浸透し、地域に根付き、すべての人の人権が尊重される「福祉文化」の土壌が形成されるよう、人権意識を高める啓発、幼児教育や学校教育、社会教育（生涯学習）などあらゆる機会の中で福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図っていきます。特に、次代の「地域福祉」の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働し、異世代交流やボランティア体験等により、すべての人々がともに生き、ともに育つ「地域福祉」の実現をめざす思いやりと助け合いの心が育まれるよう、福祉教育の推進を図っていきます。

地域包括支援センターや町社会福祉協議会と連携を図り、福祉サービス等の利用に際して判断能力が不十分な高齢者等への支援を推進します。

さらに、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について「成年後見制度」の専門的な相談・制度の広報普及や後見人等の選任申し立ての利用支援を行い、権利の擁護を図ることで、契約制度の下で安心して生活できる仕組みづくりを進めていきます。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・ 高齢者や障害のある人、子どもその他さまざまな人権問題を、“他人事”でなく自分自身の問題（「我が事」）としてとらえ、行動につなげましょう。
- ・ 地域で開催される集会などの機会に、福祉関係の講話などを盛り込むようにしましょう。
- ・ 地域活動を通じて、子どもたちに、個々の違いを認め理解するための機会を提供しましょう。
- ・ 身の回りで各種虐待などの異変に気づいたときには、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- ・ 事業所や病院など虐待を発見し易い立場の関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。

## ■ 町（行政）の取組

- ・各種研修事業などを活用し、地域の中で福祉教育や人権教育を推進します。
- ・障害や障害のある人への理解の促進を図るため、幼少期から地域の障害のある人とふれあう交流会を実施するなど、福祉教育の実践・充実を図ります。
- ・公民館講座や家庭教育学級で人権に関する講話を行い、人権の啓発に取り組みます。
- ・保健・医療・福祉・教育に関する研修会、イベントの開催、広報等を通じて積極的な啓発活動を推進し、「ノーマライゼーション」理念や「障害者差別解消法」の浸透を図ります。
- ・家族だけでなく、地域・学校・企業等子育てに関わるすべての人がその社会的意味を理解し、育児に協力・支援していく必要性について啓発していきます。
- ・虐待について安心して相談・通告できる窓口を設置します。
- ・関係機関と連携し、乳幼児から高齢者までの各種虐待を早期発見、早期解決できる体制を強化するとともに、虐待防止体制の充実を図ります。
- ・「地域活動支援センター」での相談を通して、障害福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。

## ◇ 町内事業者の取組

- ・「地域福祉権利擁護事業」の利用を支援・促進します。

## (4) 成年後見制度の利用促進

### 現状と課題

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが町民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。高齢者・障害者ともに支援を必要とする方のさらなる増加が予測されており、判断能力等に不安のある方々の生活や権利を守るための制度であることを正しく理解することが制度の利用につながることから、様々な機会や媒体を活用し周知、啓発することが必要です。

また、成年後見制度の利用の促進に向け、本町では、令和3年(2021年)3月に「境町成年後見制度利用促進計画」を策定し、利用促進を推進していますが、権利擁護支援が必要な人と接する機会が多い施設や医療機関の職員等に対して、制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。

### 取組の方向

第2次成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用促進強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めていきます。また、成年後見人等が被成年後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解しましょう。
- ・町民向けの制度学習会に参加しましょう。

#### ■ 町（行政）の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解してもらいながら、制度の周知・啓発を図ります。
- ・関係機関と連携し、誰もが成年後見制度を利用できるような体制を構築します。

#### ◇ 町内事業者の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解し、制度の周知・啓発を図ります。
- ・事業者向けの制度学習会に参加します。

## 2 積極的な地域活動・ボランティア活動の推進

### (1) 「地域福祉」の啓発

#### 現状と課題

「地域福祉」とは、「何らかの支援を必要としている人たちが抱える生活上の課題について、自分たちが住んでいる『地域』という場所を中心に互いに支え合い、助け合うことで、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組」です。

本町の現状では、着実に少子高齢化が進んでおり、家族形態の多様化、生活スタイルの変化などが進むなか、地域社会での交流は減ってきており、お互いを思い合う心を育む機会もまた少なくなっています。

「誰もが安心して暮らせるまち」づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う「地域福祉」の意識啓発が必要になります。地域全体に「地域福祉」の考え方が浸透し定着するよう、効果的な広報・啓発活動に努めることが重要です。

#### 取組の方向

地域福祉の考え方の「自助」（個人や家庭による「自助努力」）・「共助」（地域社会による助け合い）・「公助」（公的な制度として行う「福祉・保健医療その他サービス」の提供体制の環境づくり）が適切に連携・協働し、「地域で支え合う意識」の啓発を進めていきます。

「地域福祉」推進のためには地域に暮らす人々が貴重な人材となることから、地域活動を通じて一人ひとりが知恵や経験を生かしながら地域の一員として役割を担うことができるよう、人材の育成と地域福祉意識の高揚を図ります。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・日常生活の中で、地域のことに関心を持つように心がけましょう。
- ・行政区活動、「いきいきクラブ（老人クラブ）」活動などを通じて、地域への関心を高めましょう。
- ・自然な「助け合いの心」を育てましょう。
- ・自分自身と地域のために、自分でできることについてはできる限り自分で行いましょう。（自助）

### ■ 町（行政）の取組

- ・ ボランティア活動やサロン活動などへの支援と多様な福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さについて広報・啓発します。
- ・ 「自助」・「共助」・「公助」の役割分担への理解と意識の醸成を図ります。
- ・ 学校教育や生涯学習などを通して「地域の支え合い意識」を啓発していきます。

### ◇ 町内事業者の取組

- ・ 「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、地域の相互扶助意識を醸成していきます。
- ・ 学校教育と連携し、福祉体験学習等を通じて児童・生徒の豊かな「福祉の心」を育むとともに、地域住民が福祉活動への理解を高めるためのさまざまな啓発活動やボランティア体験等を通して、福祉教育の充実を図ります。

## (2) 地域福祉を担う人材づくり

### 現状と課題

少子高齢化によるボランティアなどのメンバーの高齢化、福祉団体の後継者問題、リーダーが育たないなどといった問題が深刻化しています。

町民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがあるかについて質問したところ、約7割が「参加したことがない」と回答しています。また、ボランティア活動に参加していない、参加したことがない理由についても質問したところ、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」という回答が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が多くなっています。

地域の福祉活動を活性化していくために、さまざまな支援をしていながら、深刻な福祉の担い手不足への取組が必要です。

### 取組の方向

地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成に努めるとともに、町民の皆さんの自主的な活動を支援します。そのために、各種団体と連携し地域住民同士が交流できる場の提供や地域活動の支援、環境整備を図るとともに、情報提供の充実を進めます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
- ・地域の中で人材発掘に努め、知識や経験・技能を社会的資源として活用できる場を提供しましょう。
- ・ボランティア意識の向上を図るため、幼少期から参加できる社会貢献活動（ゴミ拾いや公民館等の掃除など）を企画しましょう。

#### ■ 町（行政）の取組

- ・「広報さかい」や町ホームページなどにより、ボランティアに関する各種情報を提供します。
- ・町社会福祉協議会と連携して各種ボランティアの育成に努めます。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 地域組織活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
- ・ 地域福祉団体が取り組んでいる親睦・交流事業を支援します。
- ・ 子どもの頃から、地域福祉・環境美化等地域づくりのボランティア活動への参加促進を図ります。

### (3) 地域交流の場や生きがいづくりの推進

#### 現状と課題

日頃から地域・近所の人へのあいさつや声掛け等により地域社会との関わりをつくっていき、子どもから高齢者まで地域との関わりを深めていくことが重要です。

町民アンケート調査では、近所付き合いについて、「よくしている」、「ある程度している」を合わせた「している」の割合は65.4%となっている一方で、「あまりしていない」、「していない」を合わせた「していない」の割合は31.1%となっており、前回調査結果と比較しても年々増加していることから近所づきあいが薄くなっていることがうかがえます。

また、生涯学習・生涯スポーツは、町民一人ひとりの自己実現を図るものであると同時に、「人づくり」という性格もあり、人と人との交流を生み地域の活力向上につながるものです。今後、退職した団塊の世代の人等の学習意欲の高まりも予想され、それに応えとともに、高齢者の生きがいづくりの観点からも生涯学習・生涯スポーツの環境づくりが一層重要になります。

#### 取組の方向

普段からの声掛けや、地域行事への参加を促すなどさまざまな交流の場や機会を充実させ、身近な地域での付き合いを深めることができるよう図ります。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・近所の人とのあいさつを、日頃から行いましょう。
- ・登下校の子どもたちに、「おはよう」、「お帰り」などの「あいさつ運動」を実践しましょう。
- ・地域の行事などが行われるときは、隣近所に声を掛けるよう心がけましょう。
- ・近所の交流を密にして、気軽に会話ができるように努めましょう。
- ・近所のひとり暮らし高齢者等に声掛けを行いましょう。
- ・気軽に参加できる地域の行事やサロン活動を計画し、実施しましょう。
- ・地域の交流機会を充実させましょう。
- ・地域の行事などは、日程や時間帯、多くの人参加し易い開催方法等を検討しましょう。
- ・地域で見守りの必要のある世帯を把握しましょう。
- ・日常生活の中で見守り、声掛けを行いましょう。
- ・地域全体で子どもたちを見守りましょう。

## ■ 町（行政）の取組

- ・地域の基盤となる各地域の行政区への情報提供や活動助成により、活動を支援します。
- ・「子ども会」、「いきいきクラブ（老人クラブ）」などの地域活動団体との連携が不可欠であることから、町社会福祉協議会も含めた連携により、地域福祉活動を推進します。
- ・介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業<sup>※1</sup>」の推進、充実に努めます。

## ◇ 町内事業者の取組

- ・退職した団塊の世代の人等が、生涯学習・生涯スポーツ等による自己実現を図りながら、特技や豊かな経験・知識等を活かして参画できる地域の活動や交流の場の提供を行っていきます。
- ・既存の地域行事や生涯学習・生涯スポーツに限らず、地域の高齢者・障害のある人・子育て中の親等が気軽に交流できる場所を設置し、「サロン事業」として、地域が主体的に取り組めるよう支援することから始め、地域に根ざした交流の場「ふれあいサロン」を展開していきます。また、サロンの運営ボランティア育成に努めます。

※1 市町村が中心となって、地域の実情の応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等の方への効果的、効率的な支援等を可能にすることをめざす事業。

## (4) 住民参加の「地域福祉」の推進

### 現状と課題

「地域福祉」推進の体制を整えていくに際しては、行政サービスだけでなく、住民参加の地域福祉活動が必要不可欠なものであり、ボランティアや NPO などさまざまな人々が積極的に関わっていくことが必要になっています。

町民アンケート調査では、地域活動に参加していない、参加したことがない理由について質問したところ、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」という回答が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が多くなっています。

地域活動に関する各種情報の発信や、社会貢献活動等の地域活動に参加し易いシステムを整備していくことが必要です。

### 取組の方向

「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、地域活動やボランティアに関する啓発活動の推進を図ります。また、ボランティア活動をしたい人と必要とする人等との橋渡し調整（コーディネート）と、活動相談・支援、ボランティア情報の発信等の役割を担う「境町ボランティアセンター」の運営や、住民の地域活動促進を図るため、町社会福祉協議会の支援を行っていきます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、取り組みましょう。
- ・自分でできるボランティアを行いましょ。
- ・近所でできる身近な支援を行いましょ。
- ・家族で地域活動やボランティアについて話し合いましょ。
- ・それぞれの能力や経験を地域活動やボランティアにいかしましょ。
- ・町民・事業者それぞれの立場からできる手助けを行いましょ。
- ・地域に合った拠点づくりについて、みんなで検討しましょ。
- ・公民館等の地域資源をみんなで活用するために、使用ルールを守りましょ。
- ・地域にある既存施設を誰もが気軽に活用できるよう、わかりやすい情報提供を行いましょ。

## ■ 町（行政）の取組

- ・ 社会福祉協議会と連携して「福祉のまちづくり」を推進します
- ・ 「境町ボランティアセンター」が行う事業（ボランティア養成体験講座・登録・相談・コーディネート・啓発等の各種事業や「ボランティア連絡協議会」への活動支援等）と運営を支援していきます。
- ・ ボランティアと地域活動団体との協働について、町のあらゆる部署での推進を図ります。
- ・ 公共施設や既存施設の利用について調整を行い、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・ 集落センターや公民館等を拠点として自主的な活動を行うグループの結成や地域におけるサロンなどの開催について、企画運営に関する調整や情報提供などの支援を行います。

## ◇ 町内事業者の取組

- ・ 高齢者等の見守り・声かけ、子どもの登下校時の安全見守り等の地域の助け合い活動や各種団体の活動内容について情報発信し、地域活動への関心を高め、活動への参加を促進します。
- ・ 「ボランティアセンター」をあらゆるボランティア活動に関する拠点として、情報の収集とわかりやすい情報発信をし、「センター」としての認知度を高め、住民にとって身近なセンターになるように取り組んでいきます。
- ・ 小中学校の福祉教育の中で、車いす体験やボランティア体験等の学習を充実させていきます。

## (5) 高齢者の地域貢献活動の推進

### 現状と課題

自分らしく生き生きと暮らし続けるためには、地域の中で「生きがい」をどのように感じる事ができるかが課題となります。長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに生かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。

高齢者を対象とした各種イベントやボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していくとともに、町や町民、関係機関等と連携・協働し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

### 取組の方向

町民の地域活動への参加促進を図ります。

高齢者や障害のある人等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組みます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・子どもから高齢者まで、多くの人に参加しやすい地域活動や行事の開催を図りましょう。
- ・地域で行われている様々な活動が連携し、子どもから高齢者まで、分野にとらわれない幅の広い活動を促進しましょう。

#### ■ 町（行政）の取組

- ・関係機関と連携し、高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進します。
- ・高齢者が自主的に行う社会貢献活動を支援します。

#### ◇ 町内事業者の取組

- ・持っている資源やノウハウを生かして、地域の健康づくりに協力しましょう。

### 3 みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

#### (1) 福祉サービスの充実

##### 現状と課題

社会全体における変化と同様に、少子高齢化、ひとり親世帯や高齢者のみ世帯の増加、要介護・要支援認定者や障害者手帳所持者の増加などが進んでいます。今後、高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉に対して、ますます多様な福祉サービスが求められると推測されます。

また、出生率低下と子どもの減少が社会的な問題となっており、少子高齢化の進行により、働く世代への負担が増加しています。少子化に歯止めを掛けるため、子育て支援や子育てで生じる経済的な負担軽減に向けた支援が求められます。

##### 取組の方向

町民にとって利用しやすい福祉サービスの充実や、安心して最適な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めていきます。

施設・病院から地域・在宅への流れの中で、支援や介護を必要とする状態になっても安心して生活できる福祉サービス等の充実、特に、住み慣れた地域での生活を支援するため地域密着型のサービスが充実するように努めていきます。

##### 具体的な取組内容

###### ◎ 住民・地域の取組

- ・福祉サービスについて、自分の目で見て、体験して、理解しましょう。
- ・家族で福祉サービスについて話し合い、町のサービスについて理解を深めましょう。
- ・「いきいきクラブ(老人クラブ)」や地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- ・地域住民は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「通所型サービス」や「サロン」の運営など地域サービスの充実に努めましょう。

### ■ 町（行政）の取組

- ・ 社会福祉事業者による福祉サービスの質の向上について、必要な助言・指導を行います。
- ・ 適正かつ効果的な介護（介護予防）サービスの提供をめざして、事業者への支援および助言・指導を行います。
- ・ 相談窓口や地域、組織・団体等で把握した町民のニーズを、行政（町）や地域、組織・団体が共有し、反映できる体制の整備を推進します。

### ◇ 町内事業者の取組

- ・ 高齢者や障害のある人をはじめ、地域住民・各種団体等で支援を必要とする場合に、適切なサービスを利用できるように、サービスの周知を行うとともに、サービス利用の相談が気軽にできるようにします。

## (2) 福祉サービスの総合的な提供

### 現状と課題

少子高齢化が進展する中、今後、団塊の世代が75歳に到達する令和7年(2025年)頃には後期高齢者が急激に増加することが予測されます。そのため、地域の中で、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」という個々の要素を充実させ、それらを専門職や地域の見守りを担う民生委員・児童委員等が密接に連携することで高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築が求められます。

### 取組の方向

地域包括ケアシステムの仕組みを福祉の各分野に広げつつ、専門機関等が連携を深めていくことにより、たとえ福祉課題を抱えても、深刻化する前に適切な福祉サービスにつなげ、地域全体で見守り、関係機関が連携して支援することで、だれもが住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができる社会を目指します。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・ 民生委員・児童委員等と連携してサービスの周知に努めましょう。
- ・ 医療・介護・福祉の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、地域包括ケアシステムを構築しましょう。

#### ■ 町（行政）の取組

- ・ 地域住民の福祉課題や地域福祉への満足度を測るためのアンケート調査を定期的を実施します。
- ・ 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供できる体制を整えます。

#### ◇ 町内事業者の取組

- ・ 社会情勢を常に注視し、必要となる福祉サービスの創出や既存サービスの改善に努めましょう。

### (3) 生活困窮者の自立支援

#### 現状と課題

近年、安定した雇用期間の縮小や人間関係の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、本来、安定した生活基盤や就労できるはずの人が仕事をすることができず、非正規雇用等で収入が不安定で生活困窮に陥っている傾向にあります。そうした中、国は、生活困窮者の増加等、新たな生活課題に対応するため、平成 27 年（2015 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活困窮者に対する支援制度を始めました。これによって、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、町では、茨城県が設置する相談窓口を利用し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を実施しています。

また、子どもの貧困対策では、今後も引き続き支援を強化していく必要があり、就学前から義務教育まで、子どもや子育て家庭が抱える課題について一貫した支援を行うための取組が求められています。

#### 取組の方向

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・気になる人に対して、見守りに努め、関係機関につなぎましょう。
- ・就労や債務、家計のやり繰りなど、生活に困り事がある場合や、悩んでいる場合は、町や民生委員・児童委員に相談しましょう。

##### ■ 町（行政）の取組

- ・町民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来所しやすくなるよう努めます。
- ・地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
- ・生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。

##### ◇ 町内事業者の取組

- ・生活困窮者への理解を深め、中間的就労やボランティアの受け入れを行うことで生活困窮者の社会的、経済的な自立を支援します。

## 4 安心・安全でひとにやさしい快適なまちづくりの推進

### (1) 防犯・再犯防止の強化（「再犯防止推進計画」）

#### 現状と課題

多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

一方、安全・安心な暮らしを実現するためには、本来、犯罪や非行のない地域社会を目指すべきです。我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。このため、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

#### 取組の方向

住民が安心して日常生活を送るためには、身近な生活圏の安全が守られていることが前提となります。住民が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら相談・支援の取組を推進します。

また、平成 28 年（2016 年）12 月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者等」が社会復帰するための仕組みづくりの推進と犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの町民の理解を促進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止の取組を推進します。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・ひとり暮らしの家や空き家を定期的に見回しましょう。
- ・行政区や各種団体と連携して防犯パトロールを実施しましょう。また、防犯パトロールへの参加・協力を行いましょう。
- ・学校、警察及び教育委員会との相互の連携を密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図ることで児童生徒の非行防止と健全育成に努めましょう。

### ■ 町（行政）の取組

- ・ 防犯パトロール活動への支援などを通して、警察や消防など関係機関間のネットワークを強化し、防犯対策を推進します。
- ・ 不法投棄などの違反行為について、県・警察・環境団体等と連携して監視体制（監視パトロールなど）を強化します。
- ・ 夜間の犯罪や事故を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラなどの整備を進めます。
- ・ 保護司会や更生保護女性会とともに、「社会を明るくする運動」などの更生保護活動の普及・啓発に努めます。

### ◇ 町内事業者の取組

- ・ あいさつ、声かけ等見守り活動を積極的に実施します。
- ・ 防犯ボランティア団体の「ボランティア保険」加入と登録・組織化を促進していきます。
- ・ 保護司・保護司会が「猿島地区更生保護サポートセンター」（境町社会福祉協議会内）を運営し、地域で更生保護活動を行うため拠点として活用していきます。

## (2) 防災体制の強化

### 現状と課題

近年、全国で大型台風や豪雨による自然災害が増加しており、地域でも自主防災の意識を持って対策に取り組むことが必要です。

町民アンケート調査では、災害時の避難所を知っているかについて、7割以上が知っているという回答した一方で、約2割が知らないという回答しており、避難所の周知徹底が必要です。また、災害時に困ることについては、「物資の入手方法などがわからない」、「災害の情報がわからない」との回答が多くなっており、緊急時などの対応体制の周知が必要です。

### 取組の方向

災害時に支援が必要な「災害時要配慮者」、そして「避難行動要支援者（旧・災害時要援護者）」の救援等をスムーズに行うための体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障害のある人に対応可能な避難所の拡大を進めます。

避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等、災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達の手段を一層充実させていきます。

また、災害発生時に活動できるボランティアを養成するための講座の開催や、一部の地域や団体等で実施されている「自主防犯パトロール活動」の拡大に努めます。

### 具体的な取組内容

#### ◎ 住民・地域の取組

- ・地域ぐるみで、住民ができることを行いましょう。
- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、近所とのコミュニケーションをとりましょう。
- ・地域の「自主防災組織」づくりを進めましょう。
- ・災害時に避難支援が必要な人には、普段から声掛けをしましょう。

### ■ 町（行政）の取組

- ・防災に関する正しい知識の普及・啓発を図り、地域単位で行う防災訓練への支援と「自主防災組織」や災害ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。
- ・自主防災組織づくりへの支援などを通して、関係機関間のネットワークを強化し、防災対策を推進します。
- ・ひとり暮らし高齢者や障害のある人、高齢者世帯、その他支援が必要な人など「避難行動要支援者」の名簿登録を推進するとともに、平常時からの見守りや災害時における支援などのため民生委員・児童委員と連携を図り、支援を推進します。
- ・情報機器端末を利用した防災情報伝達システムの構築を推進します。
- ・被災時には、「災害対策本部」と連携し、町社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」への活動支援を行います。

### ◇ 町内事業者の取組

- ・被災地における災害ボランティア活動を通じて、防災への関心と災害発生時の活動力を高める養成研修を実施していきます。さらに、被災地への組織的な支援の体制を整備していきます。
- ・各種研修により、「災害ボランティアセンター」の設置運営やコーディネートのノウハウを獲得していきます。

### (3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

少子高齢化の進展や障害者の社会参加の機会の増加など、社会の構成が変化してきている中で、核家族化や自治会加入率の低下、隣近所に無関心な住民の増加など、相互の交流機会の減少により、高齢者を敬う心や、障害や高齢などにより生じる特性への理解、思いやりの心などを学ぶ機会が少なくなっているとともに、地域における助け合いなどが失われつつあります。

障害のある子どもも障害のない子どもも、ともに生きることのできる環境を整備するとともに、地域での高齢者や障害者などとの交流により、人の多様性を自然なこととして受け入れることや、障害がある人に対するサポートの仕方を学び、思いやりの心を育成していく必要があります。

#### 取組の方向

町全体でバリアフリーや、ユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、高齢者、障害者に限らず、誰もが快適に暮らせる地域を目指します。

また、差別意識や偏見の解消と環境改善に取り組み、「心のバリアフリー」、「心のユニバーサルデザイン」<sup>※1</sup>が実現された、誰もがともに尊重される地域を目指します。

#### 具体的な取組内容

##### ◎ 住民・地域の取組

- ・歩行者の妨げとならないよう自転車は決められた場所に置くなど、身近なバリアフリーを心がけましょう。
- ・差別意識をなくす「心のバリアフリー」、「心のユニバーサルデザイン」について、理解を深めましょう。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全町的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動しましょう。

##### ■ 町（行政）の取組

- ・ユニバーサルデザインの考え方や先進的な事例などを広報やホームページで紹介し、啓発に努めます。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、施設づくりを推進します。

※1 障害や障害のある人などへの差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくす（＝バリアフリー）、または初めから障壁ができないようにする（＝ユニバーサルデザイン）こと。

◇ 町内事業者の取組

- ・地域における活動拠点の確保・充実とともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインについて町民への情報提供に努めるとともに、従業員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスを推進します。

## 第5章 第2次成年後見制度利用促進計画

# 1 成年後見制度とは

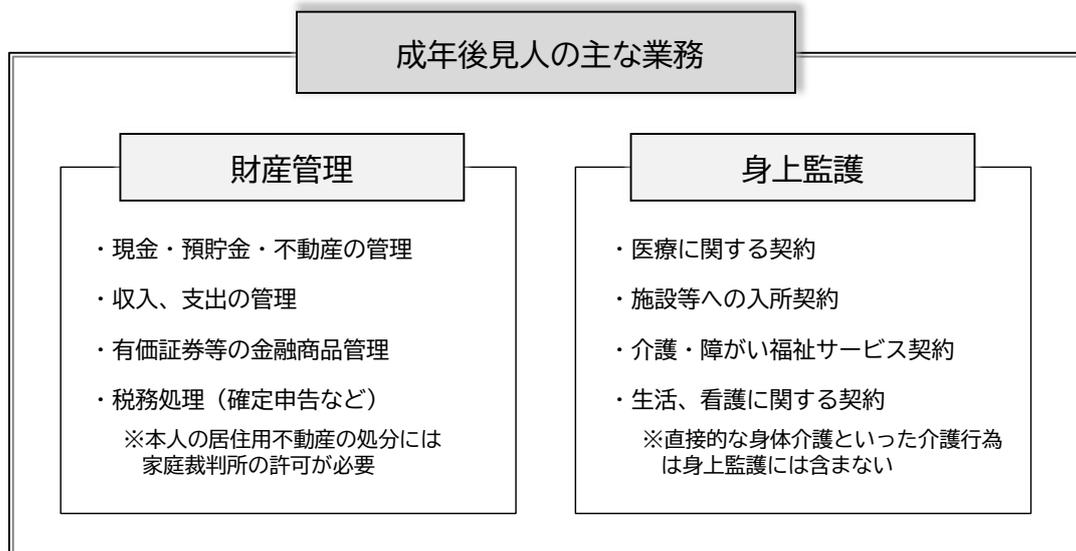
## (1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方の権利や財産等を、法律に基づき保護・支援をするための制度です。

制度を大きく分けると、「法定後見」と「任意後見」の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

法定後見制度では、申立てを受けた家庭裁判所の審判によって選ばれた成年後見人等（家族、法律関係専門職等）が本人の利益を考えながら、現金・預貯金・不動産等の管理、不利益となる法律行為を取り消したりすること（財産管理）や、医療や介護に関する手続きや契約等、本人の法律行為を代行すること（身上監護）を行い、本人を保護・支援します。

成年後見制度の類型		
区分	対象となる人	援助する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
補助	判断能力が不十分な方	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。	



## (2) 日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度と類似する制度として、日常生活自立支援事業があります。この事業は、利用者が都道府県社会福祉協議会と契約を締結し、金銭管理等に不安がある利用者の日常生活に必要な金銭や通帳の管理等を管轄の社会福祉協議会が行います。

本人との契約に基づき事業が実施されるものであり、家庭裁判所の審判等を必要としません。ただし、成年後見制度が、すべての財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為を援助できるのに対して、日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定される違いがあります。

境町在住の方の日常生活自立支援事業の利用相談・受付は、境町社会福祉協議会が実施しています。

○ 境町社会福祉協議会（境町長井戸 1681-1）  
電話：0280-87-2525

## (3) 成年後見制度に関する相談先

境町では、成年後見制度を利用している人やこれから利用を考えている人が相談できる窓口として、境町役場・境町社会福祉協議会・境町地域包括支援センターの他、各種機関・団体でも受け付けております。

成年後見制度の相談窓口	
名称	連絡先
境町役場 介護福祉課	0280-81-1323
境町役場 社会福祉課	0280-81-1305
境町社会福祉協議会	0280-87-2525
境町地域包括支援センターファミール境	0280-87-7111
水戸家庭裁判所下妻支部	0296-43-6781
成年後見センター・リーガルサポート茨城支部（茨城県司法書士会）	029-302-3166
成年後見センターぱあとなあいばらき（茨城県社会福祉士会）	029-244-9030
茨城県弁護士会下妻相談センター	0296-44-2661
法テラス茨城下妻法律事務所	050-3383-5393
任意後見制度の相談…下館公証役場	0296-24-9460

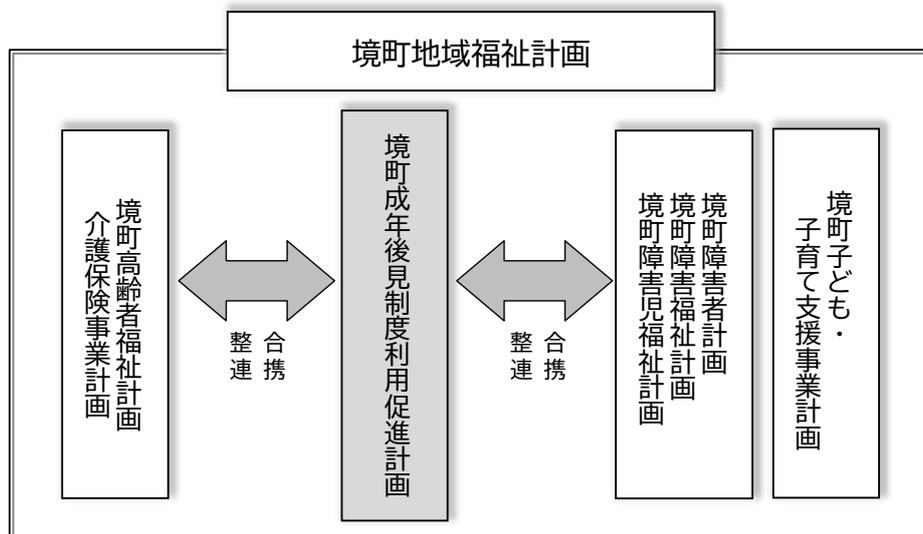
## 2 計画の位置づけ・期間

### (1) 計画の根拠

当計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら、境町における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向性を明らかにするために策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

当計画は、境町地域福祉計画を上位計画とし、境町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、境町障害者計画等との各種福祉計画と整合、連携を図ります。



### (3) 計画の期間

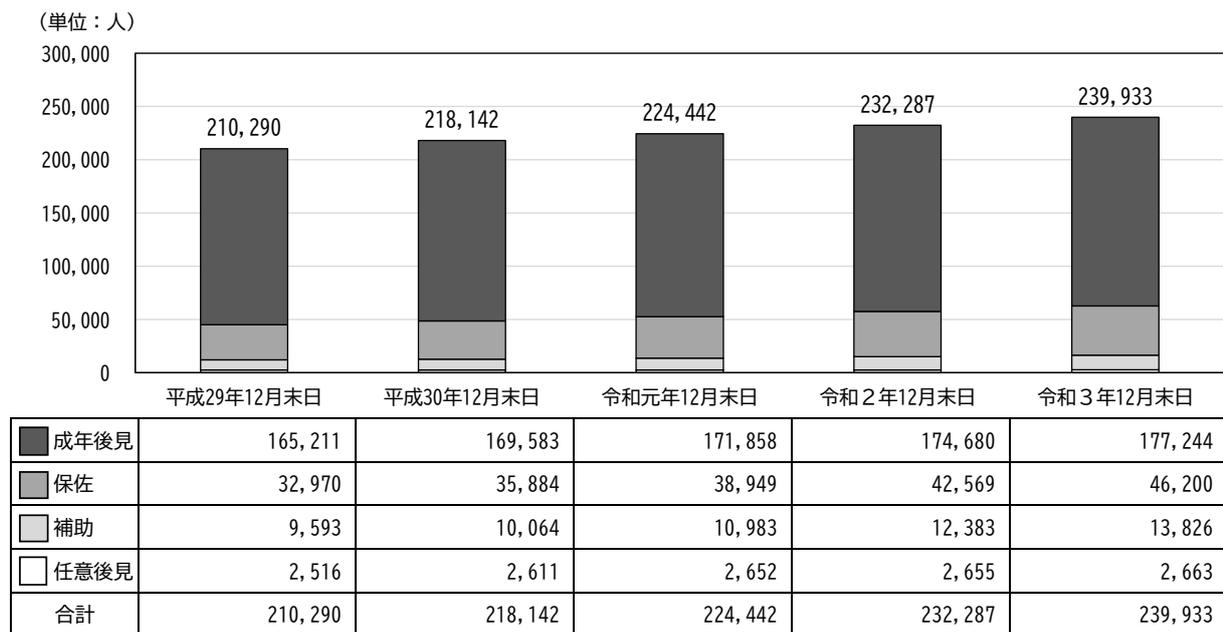
当計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年です。

令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
第2次地域福祉計画		第3次地域福祉計画 (第2次成年後見制度利用促進計画)				
成年後見制度利用促進計画						

### 3 成年後見制度の利用状況

#### (1) 全国の成年後見制度の利用状況

厚生労働省が公表している資料によると、全国で成年後見制度の各類型における利用者数はいずれも増加傾向にあります。令和3年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約73.9%、保佐の割合が約19.3%、補助の割合が約5.8%、任意後見の割合が約1.1%となっています。



出典：厚生労働省

#### (2) 境町の成年後見制度の利用状況

水戸家庭裁判所が公表している資料によると、境町における成年後見制度の利用者は11人となっています。類型別にみると、成年後見が10人、保佐が1人となっており、全国の状況と同じく成年後見類型が最も多くなっています。

境町において、成年後見制度の利用が必要と思われる認知症を有する人及び一定の障害を有する人の総定数は914人（令和3年（2021年）末時点）であり、実際に利用されている人は約1.2%となっています。多くの人々が成年後見制度の利用につながっていないことが課題となっています。

##### ■ 境町における成年後見制度の利用状況

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
10人	1人	0人	0人	11人

出典：令和4年（2022年）10月1日 水戸家庭裁判所報告

## 4 計画の基本的な考え方

### (1) 基本目標

#### ◆基本目標 1 成年後見制度に関する広報・啓発

境町第3次地域福祉計画町民アンケート調査の結果において、町民の間で成年後見制度への理解が進んでいない現状が見受けられました。成年後見制度の利用を促進していくために、町民が制度の内容や相談先等を適切に把握していることが重要であることから、当計画の重点項目として、制度内容や相談先に関する広報・啓発に取り組み、制度の利用を必要とする人に十分に情報を届けられるようにします。

#### ◆基本目標 2 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

成年被後見人等がノーマライゼーションの理念で個人の尊厳を保ち、自立した生活を行うためには、本人の力に加えて、成年後見人等や家族、各関係機関、ボランティア等が互いに連携し、必要な支援を検討していく場が必要となります。成年後見制度を利用する人が、制度のメリットを十分に享受できるように、町として、関係者間の協力体制を強化し、制度を利用する上での障壁の解消に向けて協働していきます。

#### ◆基本目標 3 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所への申立て、医師による診断書作成等の複雑な手続きを要します。また、後見人等への報酬も必要となるため、申立てを行う人がいない、資力がない等の理由により、制度を円滑に利用できない場合などが考えられます。これらの現状を踏まえ、家庭裁判所や関係機関、専門職を含めた協力体制（地域連携ネットワーク）を強化し、成年後見制度を利用している人や利用を検討している人を支えられるような仕組みづくりを進めていきます。

## (2) 施策の体系

当計画の基本理念及び基本目標を達成するための具体的な取組を以下の通り掲げます。

基本目標	具体的な取組
<b>基本目標 1</b> 成年後見制度に関する 広報・啓発	1. 広報やホームページを通じての情報発信 2. 制度周知のためのリーフレット等の作成 3. 町民向け制度説明会の開催
<b>基本目標 2</b> 成年後見制度を取り巻く 関係者間の協力体制の強化	1. 関係者・専門職向け制度学習会の開催 (民生委員、ケアマネジャー、サービス提供事業所等、 成年被後見人等と接する機会が多いと思われる関係者を 対象に実施) 2. 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者 間(チーム)の協力体制の構築 3. 専門職等との協力体制(地域連携ネットワーク)の整備
<b>基本目標 3</b> 成年後見制度を利用する人を 支える仕組みづくり	1. 中核機関の機能強化 ①制度利用に関する相談窓口の明確化 ②成年後見人等への支援 ③市民後見人の育成 ④利用者と成年後見人等とのマッチング支援 2. 成年後見制度利用支援事業の実施 ①申立てが困難な人の首長申立て支援 ②資力がない人への成年後見人等報酬助成

## 5 施策の展開

### (1) 成年後見制度に関する広報・啓発

#### 1. 広報・ホームページを通じての情報発信

町広報誌・お知らせ版、町ホームページを活用し、当該制度に関する利用案内や相談窓口等の広報・啓発を行い、広く町民の制度理解が進むように、情報発信に取り組みます。

#### 2. 制度周知のためのリーフレット等の作成

制度の仕組みや利用の流れを解説したリーフレット等を作成・配布し、制度の利用を検討している人がスムーズに手続きが進められるように支援します。

また、町民だけでなく民生委員やボランティア、金融機関やサービス事業所等といった成年被後見人や成年後見人等に係る関係者に広く配布し、制度周知と理解向上を進めます。

#### 3. 町民向け制度学習会の開催

地域で成年後見制度の制度理解と周知を行うため、町民を対象に成年後見制度の内容や利用促進のための学習会を開催します。

#### ■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
<b>(1) 成年後見制度に関する広報・啓発</b>		
○境町第3次地域福祉計画町民アンケート調査 「成年後見制度の認知状況」『知らなかった』の減少	30.8%	25%以下
○町民向け制度学習会の開催	0回	1回/年

### (2) 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり

#### 1. 関係者・専門職向け制度学習会の開催

成年後見制度に係る地域の民生委員やボランティア、サービス提供事業者や各種関係機関を対象に、より具体的な制度理解を図り、制度の利用が必要な人を早期に発見し、相談機関や制度につなげられるようにします。

2. 地域ケア会議、個別ケース会議の形式を活用した関係者間（チーム）の協力体制の構築

制度を利用する人が、成年後見制度のメリットを享受し、自己決定が尊重され安心した生活を送れるように、地域ケア会議や個別ケース会議の形式を活用し、本人・成年後見人等のほか、医療・介護の関係者や民生委員等と定期的に情報共有を行い、本人を中心としたチームとしての見守り、協力体制を強化します。

3. 専門職等との協力体制（地域連携ネットワーク）の整備

広く権利擁護のニーズに応えるため、行政等担当者による県や近隣自治体との連絡会や、家庭裁判所や司法専門職等による情報交換会に積極的に参加し、境・八千代・五霞権利擁護地域連携ネットワークの整備を推進します。

■ 基本目標に対する成果指標 ■

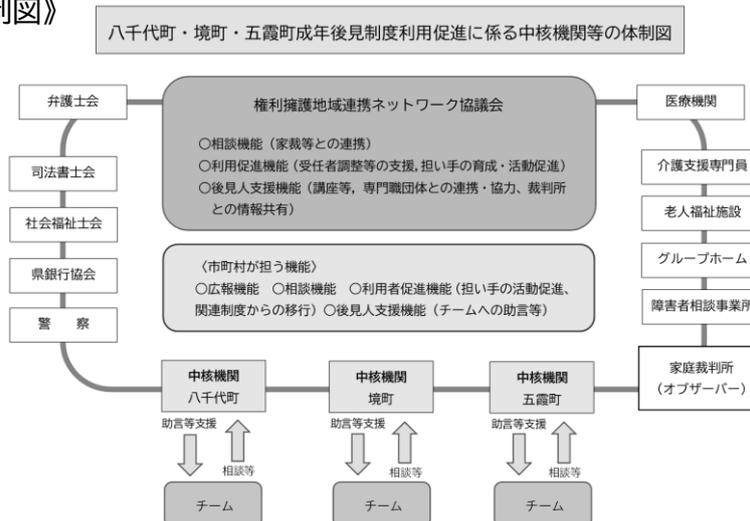
指標	現状	目標
<b>(2) 成年後見制度を取り巻く関係者間の協力体制の仕組みづくり</b>		
○境・八千代・五霞権利擁護 地域連携ネットワーク協議会の開催	1回	2回
○関係者・専門職向け制度学習会の開催	0回	1回/年

(3) 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり

1. 「中核機関」の機能強化

中核機関（境町役場）が協議会の事務局として、①広報、②相談の機能を優先的に整備することとします。③成年後見制度利用促進における受任者調整（マッチング）支援や、④後見人支援に関しては、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、今後、地域連携ネットワークの中で協議を進めます。

《中核機関等体制図》



## 2. 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がない高齢者に対して町が審判の申し立てを行う（首長申立て）とともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

成年後見制度による支援が必要な方が広く利用できるように、継続して事業を推進していきます。

項目	実績		見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（高齢分野）				
利用者/年度	1件	1件	1件	2件	3件
内容	成年後見制度利用支援事業利用者（障害分野）				
利用者/年度	0件	0件	1件	1件	1件

### ■ 基本目標に対する成果指標 ■

指標	現状	目標
<b>(3) 成年後見制度を利用する人を支える仕組みづくり</b>		
○相談件数	0件	3件

## 第6章 計画の推進と進行管理

# 1 計画の推進・進行管理

## (1) 分野の「縦割り」を超えた推進

「地域福祉」施策の推進にあたっては、高齢、障害、児童等といった各福祉分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安全・安心を含めた幅広い分野から“福祉”をとらえて「地域福祉」の視点に立った取組を進めていけるよう、役場庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、推進に努めていきます。

## (2) 町社会福祉協議会との連携強化

「町社会福祉協議会」は、地域福祉における中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて地域福祉の推進に大きく貢献しています。町社会福祉協議会が進める、住みよい地域づくりを行っていくための具体的な行動目標を定めた「地域福祉活動計画」は、本計画の「共助」等の部分を補完するものであり、その役割が期待される場所です。

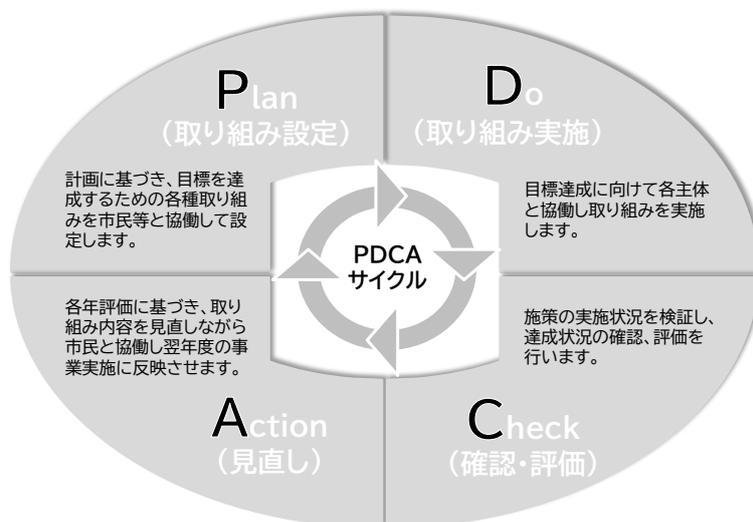
両計画が相互に補完・補強し合いながら取組の促進を図るため、町社会福祉協議会との連携を強化し、町の“車の両輪”として地域福祉を推進していきます。

## (3) 計画の進行管理 ～「PDCA サイクル」の確立

本計画については、進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理（「PDCA サイクル」の確立）を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、庁内関係各課による連携を図り全庁的に施策の展開を行うため、関係各課による施策の推進状況の点検・自己評価を定期的に行っていきます。

### ■ 「PDCA サイクル」のイメージ



## 資料編

## 資料1 境町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年9月4日

告示第86号

改正 平成29年10月4日告示第88号

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、境町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、境町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織・構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(1) 議会関係者

(2) 福祉関係者

(3) 社会教育関係団体の代表者

(4) 学識経験者

(5) 各種団体代表者

(6) 行政関係者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画に係る審議が終了したときまでの期間とする。（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉主管課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 資料2 境町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	団体、役職名等	氏名	備考
1	境町議会議長	倉 持 功	◎
2	境町議会教育福祉常任委員長	鈴 木 英 明	
3	村田医院院長（医師会代表）	村 田 靖	
4	境町民生委員児童委員協議会会長	猪 瀬 晴 男	
5	境町いきいきクラブ連合会会長	寺 山 守	○
6	境町身体障害者福祉協議会会長	林 喜三郎	
7	境町ボランティア連絡協議会会長	酒 井 基 子	
8	境町社会福祉協議会常務	椎 名 保	
9	福祉部長	石 塚 孝 志	
10	町民生活部長	野 口 和 久	

※「備考」欄の「◎」印：委員長、「○」印：副委員長

### 資料3 計画策定までの経過

年 月 日	事 項	内 容
令和4年7月22日(金) ～8月10日(水)	町民アンケート調査実施	町内在住の18歳以上の住民1,500人を対象にアンケート調査を実施
令和4年8月26日(金) ～9月26日(月)	福祉関係団体ヒアリング	町内の福祉関係団体にアンケート形式によるヒアリング調査を実施
令和4年12月1日(木) ～12月15日(木)	第1回策定委員会(書面議決)	境町第3次地域福祉計画(案)について
令和5年1月4日(木) ～1月24日(木)	パブリックコメント実施	計画案についての町民意見等募集(パブリックコメント)実施
令和5年2月20日(月)	第2回策定委員会(書面報告)	境町第3次地域福祉計画(原案)について

---

境町第3次地域福祉計画  
令和5年3月

発行 境町役場 福祉部 社会福祉課  
住所 〒306-0495  
茨城県猿島郡境町391番地1  
電話 0280-81-1300 (代表)  
URL <https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>

---

